

首都圏広域地方計画の総点検結果について
(中間とりまとめ)

平成 2 4 年 9 月
首都圏広域地方計画協議会

首都圏広域地方計画の総点検結果について (中間とりまとめ)

< 目 次 >

はじめに	1
1 東日本大震災に伴う首都圏広域地方計画の総点検	2
1－1 東日本大震災の被害状況	2
(1) 東日本大震災による被害状況、復旧状況、被災者の生活支援	
(2) 首都圏における被害状況、復旧状況	
1－2 東日本大震災に伴う首都圏広域地方計画の総点検	22
(1) 国土審議会政策部会防災国土づくり委員会 「災害に強い国土づくりへの提言」	
(2) 提言を踏まえた総点検の取組み	
2 東日本大震災を踏まえた首都圏における広域的な連携・取組みが必要な課題の整理と今後の取組みの方向性	25
2－1 東日本大震災を踏まえた首都圏における広域的な連携・取組みが必要な課題の整理	25
(1) 課題整理のプロセス	
(2) 各種アンケート調査等の整理結果	
(3) 広域的な連携・取組みが必要な課題の抽出	
2－2 整理した課題に対する今後の取組みの方向性	40
おわりに	77
【参考】会議の開催概要	80
【参考】首都圏広域地方計画	81

はじめに

首都圏広域地方計画（以下、「現計画」という）は、21 世紀前半期を展望しつつ、今後概ね 10 ヶ年間を想定した計画であり、時代の潮流が大きく変化する中、将来に亘って、首都圏に暮らす人々や首都圏を活躍の場とする多様な活動主体が、それぞれに生活や活動の質を高め、加えて、首都圏に存する貴重な自然・歴史・文化・風土などの地域資源を保全・継承し、発展させる社会を実現するために、国、地方公共団体、各種経済主体、学界、NPO、首都圏に暮らす人々が相互に連携・協力して、広域的に取り組むべき諸施策を示すものであり、平成 21 年 8 月 4 日に決定された。

計画決定から 1 年半後の平成 23 年 3 月 11 日（金）14 時 46 分、三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」が発生した。首都圏においても、最大震度は、茨城県・栃木県内で観測された震度 6 強で、他の都県内でも震度 5 弱以上の強い揺れを観測し、政治・経済の中核機能が集積する東京 23 区においても、すべての区で震度 5 弱以上となった。この影響により、東京湾岸を中心に広い範囲にわたり液状化現象が起こるとともに、茨城県及び千葉県の太平洋沿岸を中心に津波が発生した。

現計画は、発生 of 切迫性が極めて高い首都直下地震を想定して策定されており、戦略目標の 1 つに「安全で安心な生活が保障される災害に強い圏域の実現」を掲げ、大規模地震災害対策プロジェクト等の災害対策に各主体が取り組んでいる。しかしながら、今回の東日本大震災は、広範囲にわたり非常に大きな被害が発生しており、東日本大震災を踏まえた今後の災害対策のあり方については、現在、各種機関や検討会等において課題の調査、検討がなされている。これらの中には、首都圏という広域的な観点から国土づくりに関係する機関が認識を共有し、取組方針について検討する必要性の高い課題も含まれていると考えられ、これに対応することは災害に強い地域づくりの観点からも極めて有効である。このため、東日本大震災を踏まえた現計画の総点検を行うため「東日本大震災を踏まえた首都圏における広域的な連携・取組みのためのプロジェクトチーム」を設置し、現計画を踏まえ、首都直下地震等に備えた大規模地震対策を推進する上で広域的に連携する必要性の高い課題等を改めて整理（総点検）するとともに、今後の取組みの方向性について検討を行うこととした。

1 東日本大震災に伴う首都圏広域地方計画の総点検

1-1 東日本大震災の被害状況

(1) 東日本大震災による被害状況、復旧状況、被災者の生活支援^{注)}

1) 地震の概況

平成 23 (2011) 年 3 月 11 日 14 時 46 分、東日本大震災をもたらしたマグニチュード 9.0 (震源：三陸沖の深さ 24km) の巨大地震が発生した。

この地震により、震度 7 が宮城県北部で観測されたほか、宮城、福島、茨城、栃木等の都県で震度 5 強以上の強い揺れが広い範囲で観測された (表 1-1)。

表 1-1 各地の震度 (震度 5 強以上)

震度 7	宮城県北部
震度 6 強	宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、栃木県北部・南部
震度 6 弱	岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、埼玉県南部、千葉県北西部
震度 5 強	青森県三八上北・下北、岩手県沿岸北部、秋田県沿岸南部・内陸南部、山形県村山・置賜、群馬県北部、埼玉県北部、千葉県北東部・南部、東京都 23 区・多摩東部、新島、神奈川県東部・西部、山梨県中・西部、山梨県東部・富士五湖

この巨大地震を受け、気象庁では、地震発生から 3 分後の 14 時 49 分に津波警報 (大津波) を発表した。津波の観測値 (検潮所) は、15 時 51 分に福島県相馬で最大波 9.3 m 以上を観測し、各地で大きな津波が観測された (表 1-2)。

表 1-2 津波の観測値 (各検潮所、発生時刻・最大波)

えりも町庶野	15 : 44	3.5 m
宮古	15 : 26	8.5 m 以上
大船渡	15 : 18	8.0 m 以上
釜石	15 : 21	4.2 m 以上
石巻市鮎川	15 : 26	8.6 m 以上
相馬	15 : 51	9.3 m 以上
大洗	16 : 52	4.0 m

注) 本項は以下の資料に基づき作成した

平成 23 年 (2011 年) 東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災) について 平成 24 年 6 月 26 日 (17:00) 緊急災害対策本部
<http://www.kantei.go.jp/saigai/pdf/201206261700jisin.pdf>

2) 被害状況等（未確認情報を含む）

（人的被害）

全国で死者 15,866 名、行方不明者 2,946 名、負傷者 6,108 名の被害が発生しており、現在も行方不明者は多数であり、全容把握に至っていない。

表 1－3 人的被害の状況（警察庁、平成 24 年 6 月 25 日 18:00）

都道府県名	死者	行方不明	負傷者
岩手県	4,671	1,216	201
宮城県	9,523	1,514	4,136
福島県	1,606	212	182
茨城県	24	1	709
栃木県	4	0	134
群馬県	1	0	38
埼玉県	0	0	42
千葉県	20	2	251
東京都	7	0	117
神奈川県	4	0	134
新潟県	0	0	3
山梨県	0	0	2
長野県	0	0	1
静岡県	0	0	3
その他道県	6	1	155
合 計	15,866	2,946	6,108

（注）宮城県沖を震源とする地震（H23. 4/7）、福島県浜通りを震源とする地震（H23. 4/11）、福島県中通りを震源とする地震（H23. 4/12）、千葉県北東部を震源とする地震（H23. 5/2）、福島県沖を震源とする地震（H23. 7/25・7/31・8/12・8/19・10/10）、茨城県北部を震源とする地震（H23. 9/10・11/20・H24. 2/19）、茨城県沖を震源とする地震（H24. 3/1）による被害を含む
（参考）阪神・淡路大震災の被害（兵庫県庁ＨＰ：平成 18 年 5 月 19 日消防庁確定）
死者：6,434 名、行方不明：3 名、負傷者：43,792 名

（建築物被害）

全国で全壊 130,436 棟、半壊 262,975 棟、一部損壊 717,768 棟の被害が発生しており、津波により水没し壊滅した地域があり、全容把握に至っていない。

表 1－4 建築物被害の状況（警察庁、平成 24 年 6 月 25 日 18:00）

都道府県名	全壊	半壊	一部損壊
岩手県	20,189	4,688	8,229
宮城県	85,410	151,362	222,749
福島県	20,659	69,104	156,910
茨城県	2,738	24,506	182,540
栃木県	260	2,103	70,646
群馬県	0	7	17,246
埼玉県	24	194	1,800
千葉県	798	9,989	51,477
東京都	15	198	4,847
神奈川県	0	39	445
新潟県	0	0	17
山梨県	0	0	4
長野県	0	0	13
静岡県	0	0	0
その他道県	343	785	845
合 計	130,436	262,975	717,768

（注）宮城県沖を震源とする地震（H23. 4/7）、福島県浜通りを震源とする地震（H23. 4/11）、福島県中通りを震源とする地震（H23. 4/12）、千葉県北東部を震源とする地震（H23. 5/2）、福島県沖を震源とする地震（H23. 7/25・7/31・8/12・8/19・10/10）、茨城県北部を震源とする地震（H23. 9/10・11/20・H24. 2/19）、茨城県沖を震源とする地震（H24. 3/1）による被害を含む
（参考）阪神・淡路大震災の被害（兵庫県庁ＨＰ：平成 18 年 5 月 19 日消防庁確定）
全壊：104,906 棟、半壊：144,274 棟、一部損壊：390,506 棟

(交通遮断状況等の社会基盤被害状況)

全国の道路損壊、橋梁損壊の発生は以下の通りである。

表 1－5 交通遮断状況（警察庁、平成 24 年 6 月 25 日 18:00）

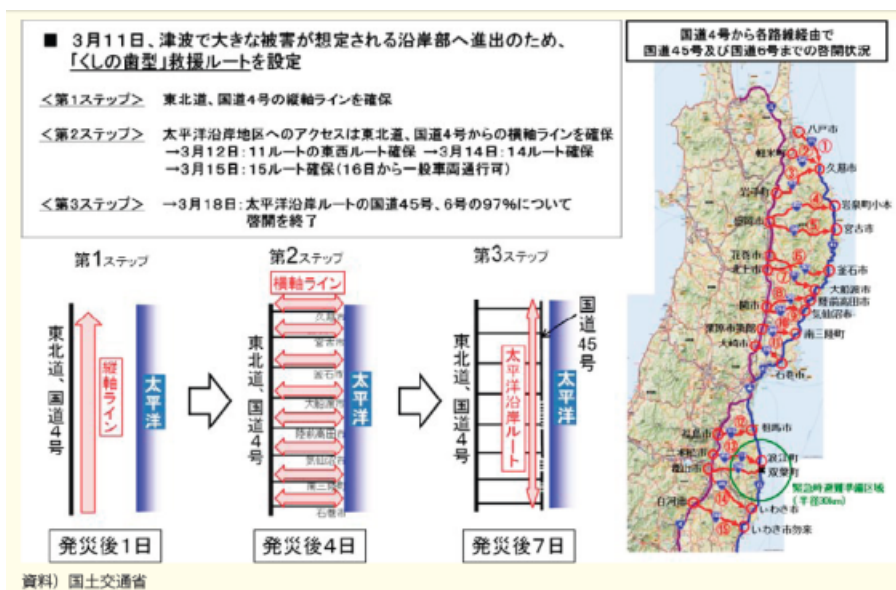
都道府県名	道路損壊	橋梁損壊
岩手県	30	4
宮城県	390	12
福島県	187	3
茨城県	307	41
栃木県	257	0
群馬県	36	0
埼玉県	160	0
千葉県	2,343	0
東京都	295	55
神奈川県	162	1
新潟県	0	0
山梨県	0	0
長野県	0	0
静岡県	0	0
その他道県	33	0
合 計	4,200	116

(参考) 交通インフラの応急復旧と緊急交通・物流ルート確保

<道路>

陸上交通に関しては、一日も早い緊急交通・物流ルート確保する観点から、道路交通による被災地へのアクセスの確保が求められた。高速道路を始めとする道路網の早期復旧を戦略的に進めるため、津波被災地が点在する三陸沿岸地域等への進出を図る「くしの歯」作戦を展開した。東北自動車道、国道 4 号の縦軸を震災発生翌日には確保し、そこから三陸等の沿岸各地への 15 ルートの横軸を平成 23 年 3 月 15 日までには順次確保した。さらに沿岸部の国道 6 号、45 号の応急復旧へと展開し、震災から 1 週間後の 3 月 18 日には 97%まで啓開を終えた。

図 1－1 道路啓開に向けた「くしの歯」作戦



出典：平成 22 年度 国土交通白書

◇鉄道（国土交通省、平成 24 年 6 月 4 日 10:00）

旅客鉄道 2 事業者 8 路線、貨物専用の路線 1 事業者 1 路線で運転休止中である。

J R 東日本	山田線（宮古～釜石）、大船渡線（気仙沼～盛）、気仙沼線（柳津～気仙沼）、石巻線（渡波～女川）、仙石線（高城町～陸前小野）、常磐線（広野～亘理）
その他	三陸鉄道（北リアス線：小本～田野畑、南リアス線）、仙台臨海鉄道（臨海本線：仙台港～仙台北港）

◇道路規制（国土交通省、平成 24 年 6 月 4 日 10:00）

高速道路・国直轄管理道路は通行止めの区間はないが、補助国道（都道府県管理国道）で 1 区間、地方道（都道府県道等）で 47 区間が通行止めとなっている。

◇海岸（国土交通省、平成 24 年 6 月 4 日 10:00）

岩手県、宮城県、福島県 3 県の海岸堤防約 300 kmのうち約 190 kmが全壊・半壊し、津波により 561 km²が浸水被害にあった（航空写真及び衛星画像判読済み分）。

（ライフライン等の状況）

ライフライン等は、家屋流出地域などを除いて復旧済みとなっている。

◇電気（停電）（経済産業省、平成 23 年 7 月 16 日 12:00）

東北電力管内では、家屋流出地域などを除いて復旧済みである。また、東京電力管内（延べ停電戸数約 405 万戸）、北海道電力管内（同約 3 千戸）、中部電力管内（同約 4 百戸）の停電も復旧済みである。

◇ガス（供給停止）（経済産業省、平成 23 年 5 月 6 日 10:00）

家屋流出地域を除いた約 42 万戸が復旧済みである。

◇水道（断水）（厚生労働省、平成 24 年 3 月 23 日 11:00）

岩手・宮城・福島の 3 県で少なくとも 4.5 万戸が断水しているが、このうち津波により家屋等が流失した地域等を除いた断水被害は全て復旧した。なお、津波により家屋等が流出した地域については復興にあわせて水道も復旧・整備予定である。

◇通信（総務省、平成 24 年 6 月 14 日 18:00）

固定電話では加入電話約 10,000 回線が利用不可となっており、携帯電話では基地局約 240 局が停波中である。（固定電話の交換局（NTT 東日本）については 4 月末までに一部の地域を除き復旧、携帯電話の通話エリアについては 4 月末までに一部の地域を除き震災前と同等レベルまで復旧。）

N T T 東日本	加入電話約 10,000 回線、ISDN 約 1,300 回線、フレッツ光約 2,300 回線が利用不可
N T T ドコモ	基地局 131 局が停波中、衛星携帯電話を 205 台貸出中
K D D I (au)	基地局 6 局が停波中、衛星携帯電話を 3 台貸出中

ソフトバンクモバイル	基地局 18 局が停波中、携帯電話や充電器等の無償貸出
イー・モバイル	停波していた基地局は全て復旧（4 月 12 日）
ウィルコム	基地局約 82 局が停波中

（被害額の推計）

内閣府によれば、震災による被害額は約 16 兆 9 千億円と推計されている。（内閣府、平成 23 年 6 月 24 日）

表 1－6 東日本大震災の被害額推計（内閣府、平成 23 年 6 月 24 日）

項目	被害額
建築物等（住宅・宅地、店舗・事務所、工場、機械等）	約 1 0 兆 4 千億円
ライフライン施設（水道、ガス、電気、通信・放送施設）	約 1 兆 3 千億円
社会基盤施設（河川、道路、港湾、下水道、空港等）	約 2 兆 2 千億円
農林水産関係（農地・農業用施設、林野、水産関係施設等）	約 1 兆 9 千億円
その他（文教施設、保健医療・福祉関係施設、廃棄物処理施設、その他公共施設等）	約 1 兆 1 千億円
総 計	約 1 6 兆 9 千億円

（注）各県及び関係府省からのストック（建築物、ライフライン施設、社会基盤施設等）の被害額に関する提供情報等に基づき、内閣府（防災担当）においてとりまとめたもの。今後、被害の詳細が判明するに伴い、変動がありうる。また、四捨五入のため合計が一致しないことがある。

（山崖崩れ・堤防決壊）

震災により全国で 208 箇所の山崖崩れが発生し、45 箇所で堤防決壊が発生した（警察庁、平成 24 年 6 月 25 日 18:00）。

表 1－7 山崖崩れ・堤防決壊の状況（警察庁、平成 24 年 6 月 25 日 18:00）

都道府県名	山崖崩れ	堤防決壊
岩手県	6	0
宮城県	51	45
福島県	9	0
茨城県	0	0
栃木県	40	0
群馬県	9	0
埼玉県	0	0
千葉県	55	0
東京都	6	0
神奈川県	3	0
新潟県	0	0
山梨県	0	0
長野県	0	0
静岡県	0	0
その他道県	29	0
合 計	208	45

3) 被災者支援の状況

(避難の状況)

避難者は全国で 346,987 人であり、全都道府県に分散して避難生活を送っている（復興庁、平成 24 年 6 月 13 日）。

表 1－8 所在都道府県別の避難者等の数（平成 24 年 6 月 7 日現在）

都道府県名	A 避難所 (公民館、 学校等)	B 旅館・ ホテル	C その他 (親族・知 人宅等)	D 住宅等 (公営、仮 設、民 間、病院含 む)	計
岩手県	0	0	729	42,367	43,096
宮城県	0	0	923	127,274	128,197
福島県	0	0	—	101,320	101,320
茨城県	0	0	620	5,565	6,185
栃木県	0	0	864	2,112	2,976
群馬県	0	0	252	1,666	1,918
埼玉県	234	0	0	4,261	4,495
千葉県	0	—	3,832	—	3,832
東京都	0	0	2,409	7,044	9,453
神奈川県	0	0	0	2,818	2,818
新潟県	0	0	421	6,363	6,784
山梨県	0	1	263	595	859
長野県	0	0	142	1,267	1,409
静岡県	0	0	390	968	1,358
その他道県	0	5	6,050	26,232	32,287
合 計	234	6	16,895	329,852	346,987

(単位：人)

(注) 各都道府県・市区町村の協力を得て、平成 24 年 6 月 7 日現在の避難者等の数を集計したものである。

(仮設住宅等の状況)

応急仮設住宅は 52,921 戸が完成しており（国土交通省、平成 24 年 6 月 1 日）、その他に国家公務員宿舎等や雇用促進住宅も提供・斡旋している。

・ 応急仮設住宅の状況（国土交通省、平成 24 年 6 月 1 日）

都道府県名	必要戸数	完成戸数
岩手県	13,984	13,984
宮城県	22,095	22,095
福島県	17,872	16,527
茨城県	10	10
千葉県	230	230
栃木県	20	20
長野県	55	55
計	54,266	52,921

・ 国家公務員宿舎等の提供状況（復興庁、平成 24 年 6 月 6 日現在）

住宅等の種類	受入可能戸数	うち提供済み
国家公務員宿舎等	39,706	10,430
公営住宅等	24,751	8,838
合 計	64,457	19,268

・ 雇用促進住宅入居状況（厚生労働省、平成 24 年 3 月 22 日現在）

都道府県名	提供可能戸数	入居決定戸数
岩手県	1,978	1,210
宮城県	551	581
福島県	472	1,646
3 県以外	35,766	4,036
合 計	38,767	7,473

（ボランティア活動の状況）

災害ボランティアセンターは、岩手・宮城・福島 の 3 県で 64 ヶ所設置されており（平成 24 年 3 月 21 日現在）、延べ約 95 万人が活動を行った（平成 24 年 3 月 11 日現在）。

・ 災害ボランティアセンターの設置状況（3 月 21 日現在）

岩手県：24 ヶ所、宮城県：12 ヶ所、福島県：28 ヶ所

・ 災害ボランティアセンターの紹介によりボランティア活動を行った者の延べ人数（3 月 11 日現在）

岩手県：約 339,100 名、宮城県：約 460,900 名、福島県：約 147,000 名

（主要緊急物資の支援最終実績）

国により行った緊急物資の支援は、食糧が約 2,600 万食、飲料水が約 800 万本、燃料等が約 1,600 万リットルであった（内閣府、平成 23 年 5 月 23 日）。

表 1－9 主要緊急物資の支援最終実績（内閣府、平成 23 年 5 月 23 日）

区分	調達品目	実績
食糧・飲料水	パン（食）	9,391,373
	即席麺類（食）	2,557,730
	おにぎり・もち・包装米飯（食）	3,501,074
	精米（食）	3,357,313
	その他（缶詰等）（食）	7,401,744
	食糧計	26,209,234
	飲料水（本）	7,937,171
生活用品	トイレットペーパー（個）	379,695
	毛布（枚）	409,672
	おむつ（枚）	395,521
	一般薬（箱）	240,314
	マスク（枚）	4,380,442
燃料	燃料等（リットル）	16,031,000

※上記の集計対象は、国により調達・配送を行った物資であり、このほかに県独自での物資調達が続けられている
 ※平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 4 月 20 日までに実施した被災者生活支援チームによる物資支援の最終実績。
 平成 23 年 4 月 21 日からは県による調達・配送の枠組みへ移行。

（広域医療搬送及び医師等の派遣状況）

現在、予定及び調整中の広域医療搬送はなく（内閣府、平成 23 年 4 月 28 日 17:00）、
 医療チームの派遣については、現在も 2 名が活動中である（平成 24 年 3 月 22 日
 00:00）。

・平成 23 年 4 月 27 日までの広域医療搬送実績（内閣府、平成 23 年 4 月 28 日 17:00）

岩手県 花巻空港 → 千歳空港（2 名）、羽田空港（6 名）、秋田空港（5 名）
 宮城県 松島空港 → 千歳空港（81 名）
 霞日駐屯地 → 群馬県（1 名）、山形県（4 名）
 山元町 → 東大グラウンド（2 名）、高田駐屯地（新潟県）（4 名）
 福島県 福島市 → 東大グラウンド（2 名）
 福島空港 → 羽田空港（3 名）
 福島第一原発の 20～30km 圏内病院 → 栃木県・群馬県・茨城県・埼玉県・新潟県（計 692 名）
 福島第一原発の 20～30km 圏内社会福祉施設 → 福島県内他地域・栃木県・神奈川県・新潟県等（計 1,044 名）
 磐城共立病院 → 亀田総合病院（千葉）（8 名）、北里大学病院（神奈川）（5 名）

・DMAT

平成 23 年 3 月 19 日 19:30 をもって DMAT の活動は、ほぼ終了（平成 23 年 3 月
 21 日 14:30）。最大 193 チームが活動。

・医師等の派遣状況（平成 24 年 3 月 22 日 00:00）

現在も 2 名が活動中。累計で 12,385 名（2,720 チーム）が活動。

(2) 首都圏における被害状況、復旧状況

1) 首都圏における被害

i 首都圏における被害の概況

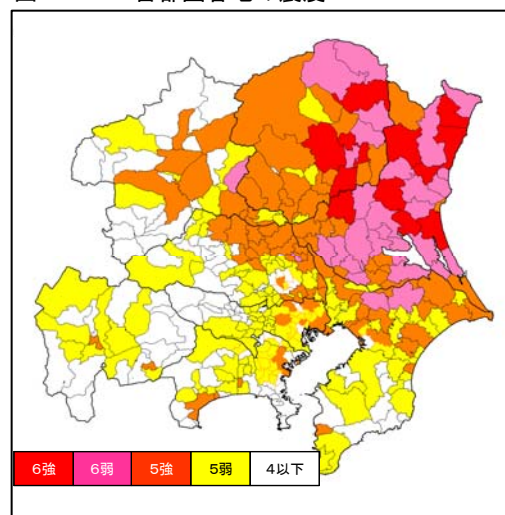
平成23年3月11日(金)14時46分に、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」が発生し、宮城県栗原市で震度7、宮城県、福島県、茨城県及び栃木県の多くの市町村で震度6強となるなど広い範囲で強い揺れを観測した。本震から5ヶ月を経過した8月11日現在でも、この巨大な地震による余震が続いており、マグニチュード5.0以上の地震が550回以上観測されている。また、太平洋沿岸を中心に高い津波を観測し、特に東北地方から関東地方の太平洋沿岸に大きな被害が生じた。

東日本大震災の被害をみると、死者・行方不明者数は20,423名にのぼり、住宅被害棟数は全壊・半壊が258,350棟となっている(消防庁災害対策本部のまとめ(8月11日18時現在))。また、電気、ガス、鉄道、公共土木施設などライフライン・公共施設の損壊、福島第一原子力発電所の事故、民間事業者の生産設備の損壊、サプライチェーンの分断など、国民の生命・財産のみならず、社会経済活動の全般にわたって甚大な被害が生じている。

首都圏についてみると、最大震度は、茨城県・栃木県内で観測された震度6強で、他の都県内でも震度5弱以上の強い揺れを観測した(図1-2)。政治・経済の中核機能が集積する東京23区においても、ほぼすべての区で震度5弱以上となった。今回の地震のように、首都圏で最大震度6弱以上を観測し、首都圏のほぼ全域で強い揺れを観測したのは、1923年の関東地震(関東大震災)以来のことであった。

この影響により、東京湾岸を中心に広い範囲にわたり液状化現象が起こるとともに、茨城県及び千葉県太平洋沿岸を中心に津波が発生した。首都圏の被害状況をみると、死者・行方不明者数は63名、住宅被害棟数は全壊・半壊が33,162棟となり(図1-3)、多くの地域で電気、ガス、上下水道、通信等のライフラインの稼働停止、公共土木施設の損壊があったほか、千葉縣市原市での石油コンビナート火災など民間事業者の生産設備にも大きな被害が生じた。また、発災日においては、首都圏の主要な鉄道の運行停止に伴い大量の帰宅困難者が発生するとともに、サプライチェーンの分断、物流の停滞も発生した。

図1-2 首都圏各地の震度



出典：気象庁報道発表資料(H23.3.30)により、国土交通省国土計画局作成

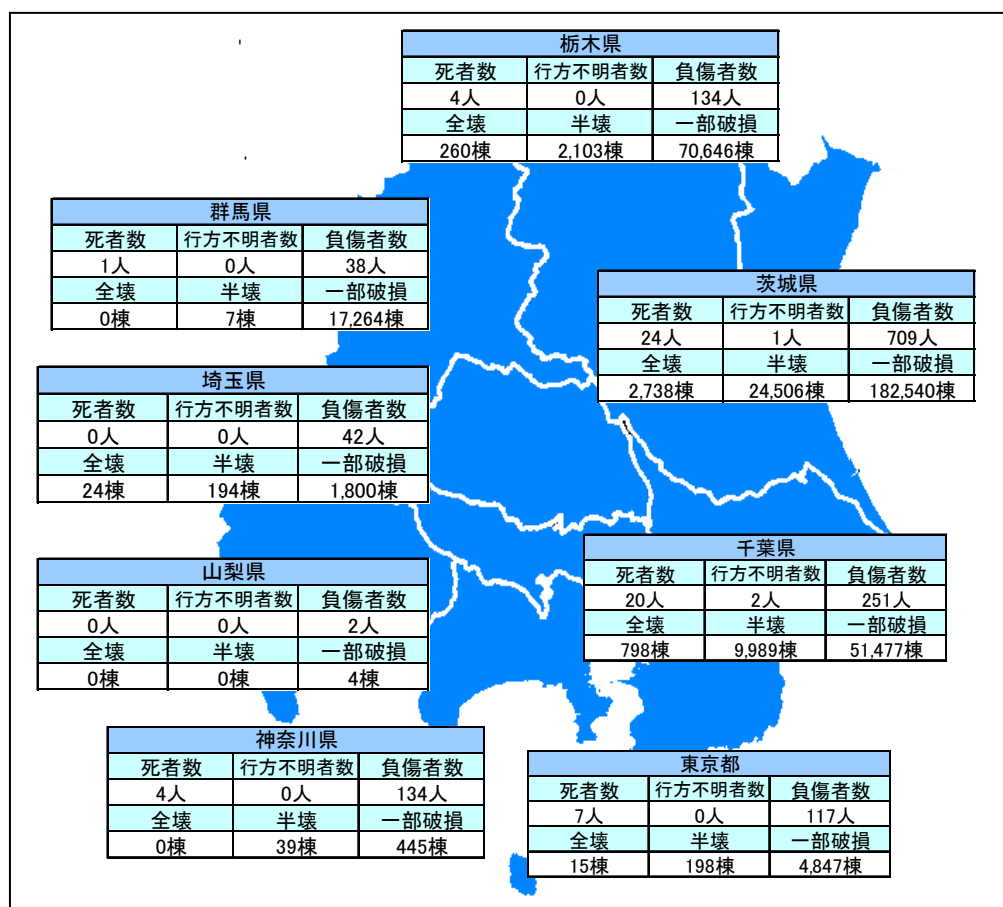
注) 本項は以下の資料に基づき作成した

平成22年度首都圏広域地方計画の推進状況について(平成23年12月)首都圏広域地方計画協議会

一方、福島第一原子力発電所の事故に起因する、計画停電の実施などによる経済活動の停滞、外資系企業や大使館の首都圏からの退避及び農林水産物や観光地等に対する風評被害が発生した。

更に、生活必需品の買占め行為の発生、消費マインドの悪化、外出や各種行事の自粛・延期など被災していない国民の心理的な影響によるものも含め、首都圏にも大きな影響をもたらした。

図1－3 首都圏の被害状況(平成24年6月25日現在)



出典：警察庁発表(平成24年6月25日)により首都圏広域地方計画推進室作成

表 1-10 首都圏のライフライン及び主な公共土木施設の被害状況

都県名	停電軒数 (計画停電を除く)	水道断水 戸数	都市ガス 復旧対象 戸数	道路通行止 め区間数	河川被害 箇所数 (上段)	港湾施設・ 港湾局所管 海岸保全施 設被害箇所 数	下水道施設 被害数
				直轄国道 (上段)	土砂災害 件数 (下段)		管きょ(km) (上段)
				補助国道 (中段)			マンホール 箇所数(下
				県道等 (下段)			
茨城県	約86万	約47万	37,597	6 27 95	702 24	174	208 4,727
栃木県	約56万	約 6万	0	1 5 17	45 11	0	1 10
群馬県	約21万	約0.3万	0	0 1 0	6 1	0	0 0
埼玉県	約36万	約0.1万	150	0 0 7	66 0	0	0.006 6
千葉県	約35万	約37万	8,889	2 7 15	359 15	29	81 1,805
東京都	約12万	約 2万	0	0 0 1	17 0	28	27 212
神奈川県	約130万	約0.3万	420	2 0 2	0 0	31	0.6 13
山梨県	約15万	約0.4万	0	0 0 0	0 0	0	0 0
首都圏 合 計	約391万	約93万	47,056	11 40 137	1,194 51	262	317,606 6,773

注1：停電軒数は、把握しうる最大停電軒数。

注2：水道断水戸数は、把握しうる最大断水戸数。

注3：「都市ガス復旧対象戸数」は供給停止戸数から、地震・津波による家屋倒壊等が確認された戸数を除いたもの。

注4：道路については、上記のほか、東北自動車道、常磐自動車道、北関東自動車道、東関東自動車道、東京外郭環状道路、首都圏中央連絡自動車道、東水戸道路、京葉道路、首都高速道路の計9路線が通行止めとなった。

注5：河川被害箇所数は、国・県管理河川の被害箇所数で、国土交通省所管の河口堰等の施設を含む。なお、茨城県と千葉県にまたがる河口堰等の施設の被害は、それぞれの県の被害として計上しているため、首都圏合計と一致しない。

資料：停電軒数については、東京電力からの聞き取り(平成23年3月11日15時現在)、水道断水戸数については、各都県からの報告を厚生労働省が取りまとめたもの(平成23年4月28日現在)、都市ガス復旧対象戸数については、日本ガス協会「東日本大震災による都市ガス供給の停止状況について(第58報)」(平成23年4月28日)、道路通行止め区間数については、国土交通省道路局調べ(平成23年4月28日現在)、河川被害箇所数については、国土交通省河川局調べ(平成23年4月28日現在)、土砂災害件数、港湾施設・港湾局所管海岸保全施設被害箇所数、下水道施設被害数については、国土交通省「東日本大震災(第57報)」(平成23年4月28日)、により国土交通省国土計画局作成

ii 津波による被害状況

首都圏においても、海岸線のほぼ全域で津波が観測された。なかでも茨城県及び千葉県東部の太平洋沿岸では高い津波が観測され、その浸水面積は両県あわせて約40km²となった。この津波により、首都圏においても複数の死者、行方不明者が出ているほか、家屋の損壊、漁船の流出、宅地・農地の冠水、港湾施設等の公共施設の損壊などの被害が発生している。

写真 1-1 津波により浸水した大洗町役場



写真提供：茨城県大洗町

表 1-11 津波による浸水範囲の概算面積（国土地理院調査）

茨城県	浸水面積 (Km2)	市町村面 積	浸水被害 面積比率	千葉県	浸水面積 (Km2)	市町村面 積	浸水被害 面積比率
北茨城市	3	187	1.6%	銚子市	1	84	1.2%
高萩市	1	194	0.5%	旭市	3	130	2.3%
日立市	4	226	1.8%	匝瑳市	1	102	1.0%
東海村	3	37	8.1%	横芝光町	1	67	1.5%
ひたちなか市	3	99	3.0%	山武市	6	146	4.1%
水戸市	1	217	0.5%	九十九里町	2	24	8.3%
大洗町	2	23	8.7%	大網白里町	0.5	58	0.9%
銚田市	2	208	1.0%	白子町	1	27	3.7%
鹿嶋市	3	106	2.8%	長生村	1	28	3.6%
神栖市	3	147	2.0%	一宮町	1	23	4.3%
小計	23	1,444		小計	17	689	

注1：浸水面積は、水田、集落への浸水、がれきなどの痕跡から浸水位置を空中写真及び衛星画像で判読して算出（数値は湖沼、内水面を含む）。

注2：数値は浸水面積が0.5未満の場合は0.5とし、それ以上は1?単位で四捨五入。そのため市町村毎面積の合計と合計値は一致しない。

注3：調査対象は津波による浸水被害があったと想定される太平洋沿岸全域（青森県下北八戸沿岸～千葉県九十九里浜沿岸）。

注4：市町村面積は「全国都道府県市区町村別面積調（平成22年10月1日現在：国土地理院）」による。

資料：国土地理院「津波による浸水範囲の面積（概略値）について（第5報）」（平成23年4月18日）により国土交通省国土計画局作成

写真 1-2 津波による倒壊家屋と押し寄せたがれき



写真提供：千葉県旭市

写真 1-3 津波により浸水した茨城県大洗港区



写真提供：茨城県大洗町

iii 液状化による被害状況

首都圏における特徴的な直接被害のひとつとして、液状化による被害があげられる。液状化による被害は、東京湾岸の埋立地や利根川、荒川、霞ヶ浦、北浦などの沿岸といった地盤が軟弱な地域に多くみられた（図 1-4）。

液状化による被害が大きかった浦安市においては、市域の4分の3が埋立地であり、その埋立地の一部が液状化し、噴砂、浸水及び地盤沈下が起こった。それに伴い、家屋、電柱等の沈下や傾倒、下水道等の地下構造物の損壊、マンホールの抜け上り等が数多く発生した。

図 1-4 液状化が発生した市町村



出典：国土交通省国土計画局作成

写真 1－4 液状化によってせり上がったマンホール



写真 1－5 液状化によって傾いたバス停



写真提供：写真 1－4、5ともに千葉県浦安市

iv 電力供給の低下

首都圏及び静岡県の一部に電力を供給する東京電力（株）は、3月11日の東日本大震災の影響により、福島県、茨城県及び栃木県を中心に管内の原子力発電所、火力発電所及び水力発電所の一部の運転を停止したため、予想される電力需要に対する電力供給ができなくなった。特に福島第一原子力発電所においては、放射性物質の放出を伴う事故が発生した。このため、東京電力は、首都圏における予見性のない大規模停電を回避するべく、3月14日から首都圏のほぼ全域（荒川区・足立区以外の東京23区を除く。）を対象地域とし、地域内を5つのグループに分割して、グループごとに1回当たり3時間の停電を輪番で実施する計画停電を実施した。

写真 1－6 停電によって止まった信号機



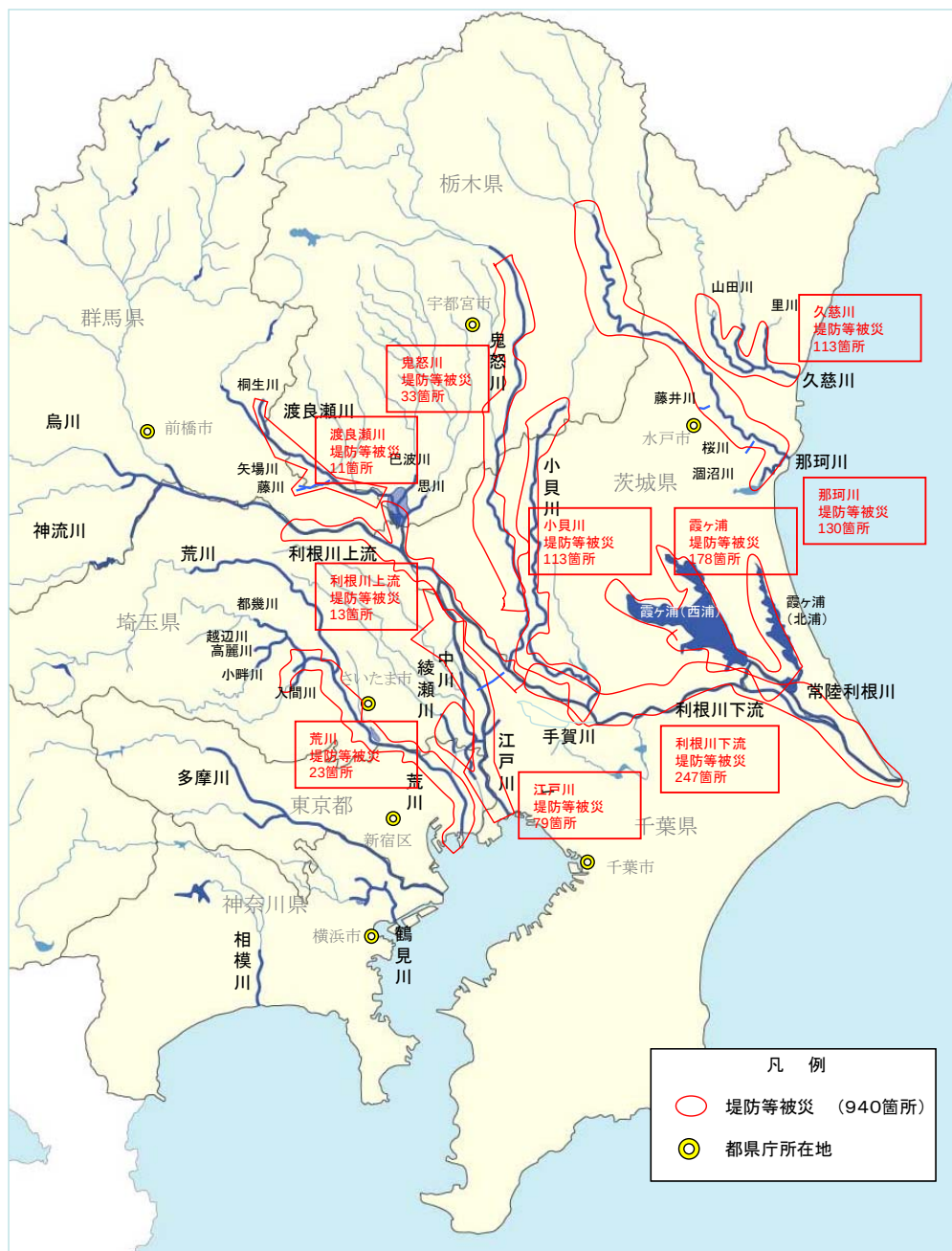
写真提供：茨城県常陸太田市

2) 主な被災と復旧状況

i 直轄河川の被災と復旧状況

首都圏を流れる利根川、江戸川、霞ヶ浦（常陸利根川）、荒川、久慈川、那珂川で地震による液状化等により、広範囲にわたり堤防等の河川管理施設が被災した。（平成23年10月31日現在940箇所。）

図1-5 直轄河川の被災箇所（平成23年10月31日現在）



出典：関東地方整備局

写真 1－7 那珂川（水戸市下大野地先）堤防亀裂 L=650m



写真提供：関東地方整備局



写真 1－8 常陸利根川（稲敷市本新地先）堤防沈下・亀裂 L=1,480m



写真提供：関東地方整備局



写真 1－9 利根川（神栖市横瀬地先）堤防陥没 L=389m



写真提供：関東地方整備局



写真 1－10 江戸川（幸手市西関宿地先）堤防川裏小段法面崩壊 L=200m



写真提供：関東地方整備局



ii 直轄国道の被災と復旧状況

首都圏の直轄国道については、7路線、12箇所にて段差等の被害が発生し、通行止めを実施したが、震災2日後までに83.3%（10箇所／12箇所）を復旧し、3月23日までに全ての通行止めを解除している。

図1-6 直轄国道の通行止め状況位置図

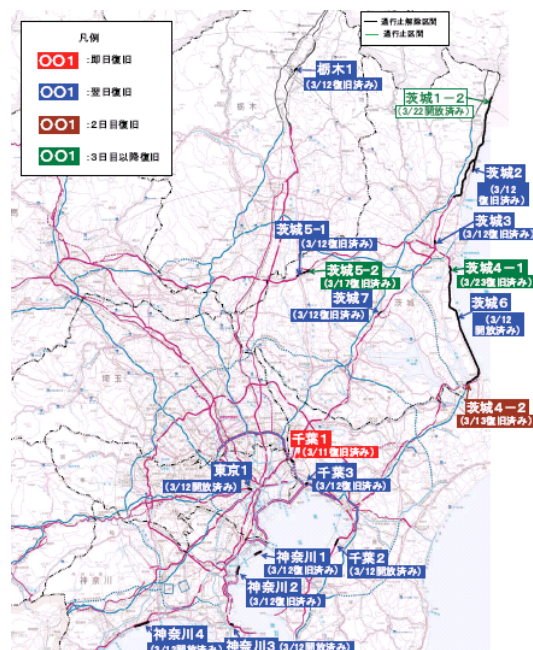


表1-12 直轄国道の被災箇所

番 号	路 線 名	区 間 名	被 災 状 況	通行止め解除
栃木1	国道4号	栃木県那須塩原市	橋梁部段差	3/12 17時12分
茨城1	国道6号	茨城県東海村～北茨城市	津波のおそれ	3/13 07時00分
茨城2	国道6号(日立BP)	茨城県日立市旭高架橋	段差	3/12 16時00分
茨城3	国道6号	茨城県水戸市	道路隆起	3/12 19時30分
茨城4-1	国道51号	茨城県大洗町成田	段差	3/23 06時00分
茨城4-2	国道51号	茨城県鹿嶋市(新神宮橋)	段差	3/13 14時30分
茨城5-1	国道50号	茨城県筑西市(下館跨線橋)	段差	3/12 17時30分
茨城5-2	国道50号	茨城県筑西市(新富士見橋)	段差	3/17 05時30分
茨城6	国道51号	茨城県銚田市	津波のおそれ	3/12 08時00分
茨城7	国道6号	茨城県石岡市	橋梁部段差	3/12 18時05分
東京1	国道20号	東京都新宿区 (新宿御苑トンネル)	交通の集中	3/12 02時15分(上) 3/12 04時18分(下)
千葉1	国道298号 (東京外環:本線)	千葉県松戸市	仮橋の桁ずれ	3/11 18時50分
千葉2	国道16号	千葉県市原市	沿道火災 (精油所火災)	3/12 13時00分
千葉3	国道357号 浦安IC Cランプ	千葉県浦安市	段差	3/12 23時45分
神奈川1	国道357号	神奈川県川崎市(東扇島)	液状化	3/12 12時55分
神奈川2	国道357号	神奈川県横浜市 (横浜ベイブリッジ)	ジョイント損傷	3/12 15時40分
神奈川3	国道16号	神奈川県横須賀市 (馬堀海岸)	津波のおそれ	3/12 14時15分
神奈川4	国道1号西湖バイパス	神奈川県大磯町 (大磯東IC～大磯西IC)	津波のおそれ	3/12 15時30分

出典：関東地方整備局

写真 1－11 国道 6 号（北茨城市磯原町）擁壁倒壊



写真提供：関東地方整備局



写真 1－12 国道 51 号（大洗町成田）路面段差



写真提供：関東地方整備局



写真 1－13 国道 50 号（筑西市）橋梁段差



写真提供：関東地方整備局



写真 1－14 国道 357 号（浦安市）路面段差



写真提供：関東地方整備局



iii 港湾

首都圏の港湾については、震源に近い茨城港、鹿島港のほぼ全域にわたって甚大な被災となっており、液状化による港湾施設の損傷、ふ頭用地の陥没、津波による航路の埋没荷役機械の損傷等により、港湾機能が一時停止した。

写真 1-15 茨城港〔日立港区〕エプロンと背後との段差（第1ふ頭地区 D岸壁）



写真提供：関東地方整備局

写真 1-16 茨城港〔常陸那珂港区〕エプロン陥没、段差（北ふ頭地区 C岸壁）



写真提供：関東地方整備局

写真 1-17 茨城港〔大洗港区〕第3ふ頭地区における液状化による被災



写真提供：関東地方整備局

写真 1-18 鹿島港 中央航路及び南航路における沈没物（コンテナ・自動車）の引揚げ



写真提供：関東地方整備局

iv 鉄道・バス関係

鉄道については、震災被害により、茨城県・栃木県・群馬県・千葉県内の鉄道施設において、切取崩壊、土砂崩壊、道床流出、法面崩壊、走行路面破損、また、沿岸部では津波被害による路盤・軌道流出等の多数の被害が発生したが、関東運輸局管内全ての箇所では復旧作業が終了し、7月には全線で運転が再開された。

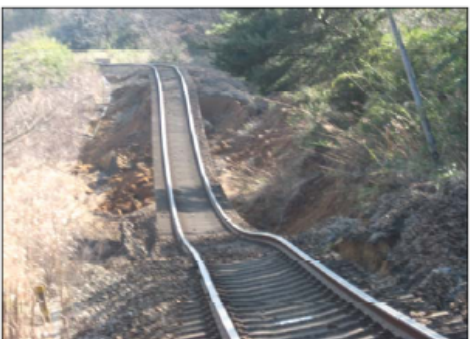
バスについては、営業所、バスターミナル等の各施設において被害が生じ、バス停やバス停上屋が損壊した。

写真 1-19 JR常磐線石岡駅（茨城県石岡市）乗降場損壊



写真提供：関東運輸局

写真 1-21 鹿島臨海鉄道大洗鹿島線北浦湖畔駅～大洋駅間（茨城県鉾田市）盛土流出



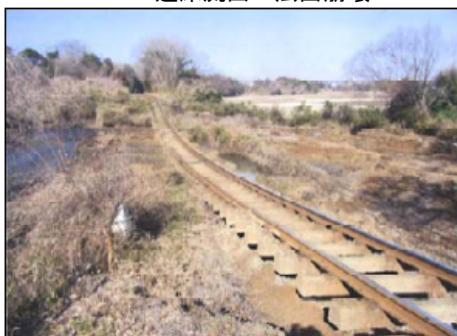
写真提供：関東運輸局

写真 1-23 バスターミナル内での停留所施設の損壊（千葉県浦安市）



写真提供：関東運輸局

写真 1-20 ひたちなか海浜鉄道湊線金上駅～中根駅間（茨城県ひたちなか市）道床流出・法面崩壊



写真提供：関東運輸局

写真 1-22 JR東北線豊原駅～白坂駅間（栃木県那須町）切取崩壊



写真提供：関東運輸局

写真 1-24 路上でのバス停留所施設の損壊（千葉県浦安市）



写真提供：関東運輸局

Ⅴ 農業関係

東日本大震災による関東農政局管内の農業関係被害額は、平成24年3月時点で669億円であり、そのうち農作物等関係で122億円、農地・農業用施設等で547億円に及んでいる。農地・農業用施設等の被害のうち、農地の損壊は1,284箇所で63億円、農業用施設等の損壊は4,876箇所で484億円となっている。また、集落排水施設等の生活関連は139箇所で約103億円となっている。

写真 1-25 茨城県古河市 脱落した管



写真提供：関東農政局

写真 1-26 千葉県香取市 液状化した農地



写真提供：関東農政局

写真 1-27 茨城県桜川市 管の破損による漏水



写真提供：関東農政局

写真 1-28 茨城県稲敷市 地盤沈下した用水機場



写真提供：関東農政局

写真 1-29 茨城県稲敷市 水路法面の崩壊



写真提供：関東農政局

写真 1-30 栃木県市貝町 管路の損壊と道路陥没



写真提供：関東農政局

1-2 東日本大震災に伴う首都圏広域地方計画の総点検

(1) 国土審議会政策部会防災国土づくり委員会「災害に強い国土づくりへの提言」

東日本大震災に伴う甚大な被害を鑑み、東北圏をはじめとした被災地における復興・再生を急ぐことはもちろんであるが、それにとどまることなく、日本全体の災害対応について再点検を行い、将来起こりうる大災害に備えるためにも、東日本大震災から得られる教訓を踏まえ、広域的な国土政策の観点から、災害に強い国土・地域づくりの基本的方向性を示していくことが喫緊の課題として強く求められた。

このため、平成 23 年 6 月、国土審議会の下に防災国土づくり委員会（委員長：奥野信宏 中京大学総合政策学部教授）が設置された。

委員会では、東日本大震災においてわが国土や地域で起きた事象を分析、評価した上で、そこから得られる教訓を踏まえながら、今後起こると予測されている首都直下地震、東海・東南海・南海地震等の大規模な地震災害に対しても安全で安心できる生活が保障された、災害に強い国土への再構築を図るという課題について調査審議が行われ、7 項目に渡る提言がなされた。

【災害に強い国土づくりへの提言】

1. 国土全体での機能分担・配置等のあり方
2. 災害に強い広域交通基盤の効率的・効果的な整備等による代替性・多重性の確保
3. 災害に備えた情報通信のあり方
4. 災害リスクを考慮した安全で安心できる国土利用
5. 安定的なエネルギー供給が可能な国土の形成
6. 震災に対応したサプライチェーン及び生活交通の確保のあり方
7. 震災復旧・復興における多様な担い手の活躍

○防災国土づくり委員会委員名簿（◎：委員長）（50 音順、敬称略）

- | | |
|--------|---------------------|
| 家田 仁 | 東京大学大学院工学系研究科教授 |
| 一ノ瀬友博 | 慶應義塾大学環境情報学部准教授 |
| 今村 文彦 | 東北大学大学院工学研究科教授 |
| 大西 隆 | 東京大学大学院工学系研究科教授 |
| 岡部 明子 | 千葉大学大学院工学研究科准教授 |
| ◎奥野 信宏 | 中京大学総合政策学部教授 |
| 森川 博之 | 東京大学先端科学技術研究センター教授 |
| 横山 明彦 | 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授 |

○審議経過

- ・平成 23 年 6 月 2 日／国土審議会政策部会

専門の委員会を設置して議論を進めていくため、防災国土づくり委員会設置。

- ・平成 23 年 6 月 7 日／第 1 回防災国土づくり委員会

論点（案）について検討。

- －国土全体での機能分担・配置等のあり方
- －災害に強い広域交通基盤の効率的で効果的な整備等による代替性・多重性の確保
- －災害リスクを考慮した安全で安心できる国土利用
- －災害時における様々な担い手の活用方策
- －災害時にも安定的なエネルギー供給が可能な国土の形成
- －被災時におけるサプライチェーン等の維持

- ・平成 23 年 6 月 14 日／第 2 回防災国土づくり委員会

論点に下記を追加。

- －災害に備えた情報通信技術の代替性・多重性の確保

- ・平成 23 年 7 月 4 日／第 3 回防災国土づくり委員会

①検討の基本的視点と、②災害に強いしなやかな国土の形成に向けた考え方（7つの提言）を検討。

- ・平成 23 年 7 月 26 日／第 4 回防災国土づくり委員会

「災害に強い国土づくりへの提言」案が示され、同日、委員会報告として提言公表。

（２）提言を踏まえた総点検の取組み

東日本大震災を踏まえた今後の災害対策のあり方について、各種機関や検討会等において課題の調査、検討が開始されている。これらの中には、首都圏という広域的な観点から国土づくりに関係する機関が認識を共有し、取組方針について検討する必要性の高い課題も含まれていると考えられ、これに対応することは災害に強い地域づくりの観点からも極めて有効である。

このため、東日本大震災を踏まえた現計画の総点検を行うため「東日本大震災を踏まえた首都圏における広域的な連携・取組みのためのプロジェクトチーム」を設置し、国土審議会政策部会防災国土づくり委員会による「災害に強い国土づくりへの提言」を踏まえ、現計画における記載内容の確認や広域的に連携する必要性の高い課題等を改めて整理し、今後の取組みの方向性について検討を行う「総点検」を行うこととした。

「総点検」は、自治体、民間企業、構成機関へのアンケート調査を実施し、東日本大震災を踏まえた首都圏における広域的な連携・取組みが必要な課題の整理を行った。さらに整理した課題の関係機関における主な取組み状況や現計画における記載内容などを踏まえ、各課題に対する今後の取組みの方向性を整理することとした。

2 東日本大震災を踏まえた首都圏における広域的な連携・取組みが必要な課題の整理と今後の取組みの方向性

2-1 東日本大震災を踏まえた首都圏における広域的な連携・取組みが必要な課題の整理

(1) 課題整理のプロセス

東日本大震災を踏まえ、広域的な連携・取組みが必要な課題を整理するために、①各自治体における防災に関する取組状況アンケート調査、②民間企業における防災に関する取組状況アンケート調査、③構成機関への広域的な連携・取組が必要な施策等アンケート調査を行い、国、都県政令市、市町村、民間企業の課題を網羅的に整理した。

表 2-1 アンケートによる課題把握

実施した調査等 主体	行政機関			民間企業
	国	都県政令市	市区町村	
①防災・減災の対応状況に関する自治体アンケート調査				
②防災・減災の対応状況に関する民間企業アンケート調査				
③東日本大震災を踏まえた「広域的な連携・取組が必要な課題」アンケート調査				

■ : 各アンケート調査の調査対象

(2) 各種アンケート調査等の整理結果

① 各自治体における防災に関する取組状況アンケート調査

【調査目的】

東日本大震災を踏まえ、首都圏における広域的な連携・取組が必要な課題等の抽出や認識の共有を図るため、首都圏域の防災・減災に関する現状を把握することを目的。

【実施方法】

○実施時期：平成 23 年 12 月～平成 24 年 1 月

○実施対象地域：広域首都圏（1 都 11 県、首都圏（8 都県）＋隣接県（4 県）：茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・福島県・新潟県・長野県・静岡県）

○実施対象機関：広域首都圏の都県（12 団体）、政令市（8 団体）、市区町村（537 団体） 計 557 団体（回収率 84%：都県：12 機関、市区町村 456 機関より回収）

○調査項目：

I 東日本大震災における被害状況（被害の有無[選択肢]、自由記述） →建物倒壊、液状化、土砂災害、道路損壊、火災、ライフラインの被害状況、都市施設・交通施設・公共施設の被災状況 等	
II 自治体における災害対策に関する質問（取組状況[選択肢]、自由記述）	
1. 自治体間の災害時相互応援等の協定締結について →応援協定の締結状況、協定内容充実の必要性、海外姉妹都市締結状況、震災時の応援・受援への対応状況 等	
2. 防災に関する情報（ハザードマップ等）の整備について →各種ハザードマップ策定等の状況、GIS 活用状況、ホームページ・ツイッター・ミニFM局等による災害情報の提供 等	
3. BCP（業務継続計画）の策定状況について →BCP 策定等状況、マニュアル等整備状況、民間企業 BCP 策定支援状況、行政情報のバックアップ体制 等	
4. 災害時における官民連携の状況について →業界団体等との協定締結状況、災害支援の人材育成、地域防災計画における人材活用の記載、官民協議会の設置状況、地元企業の育成 等	
5. 災害に強いまちづくりやエネルギー面での対策について →地域防災計画見直し状況、土地利用規制等の導入状況、エネルギーの地産地消、スマートグリッド等の自立分散型エネルギーシステム 等	
6. その他（災害に強い地域づくりの新規施策等）について →避難所との連絡手段、孤立地域対策、災害履歴を用いた防災教育、震災による地域経済への影響、震災時の廃棄物処理・医療体制 等	

【調査結果】

○自治体における業務継続計画（ＢＣＰ）策定の推進

自治体の業務継続計画（ＢＣＰ）の策定は約１割であり、震災を契機に約６割弱の自治体で策定・見直しを予定しており、自治体における業務継続計画（ＢＣＰ）策定の推進が必要である。

○自治体間、官民間の支援協定等の促進

東日本大震災では被害が甚大であり、隣県も同時被災し相互応援が困難であった。約８割の自治体が東日本大震災を踏まえた応援協定の拡充に取り組む必要があると認識している。また、約４割の自治体で民間企業と連携が必要と認識している。このことから、自治体間、官民間での新たな協定締結や既存協定の見直しの必要がある。

○個別協定を補完する国や都県市による包括的な支援ルールの確立・周知

東日本大震災では、災害時の相互応援協定等に基づく自治体の支援は、人的支援、物的支援ともに約５割で実施されたが、災害時相互応援協定に基づかない人的・物的支援も国や都県等の主導により数多く行われた。このことから、平時から、応援協定の締結や既存協定の見直しに加え、包括的な支援ルールの確立・周知により、災害時の連携・支援体制を事前に構築することが必要である。

○上下水道等のライフライン確保の支援体制

自治体が管理する上・下水道施設について、被災時の対応マニュアル等の策定は５割程度にとどまっている。日常生活に直結するライフラインとして早期復旧が求められる施設であり、復旧計画、対応マニュアル等の策定が急務である。

○災害時の交通手段の代替性確保

災害時の交通手段の代替性等について地域防災計画で記載している自治体は約３割にとどまる。広域的な被災地支援のための人材・物資の緊急輸送やリダンダンシー機能を発揮するため、代替性・多重性が確保された道路網の整備を図り、救援・救護、救出活動の体制整備とともに、緊急輸送ネットワークを構築することが必要である。

○公共施設及び民間企業のバックアップ体制及び救済体制の構築、国への支援要請

約６割弱の自治体が災害等により重要な行政情報が消失しないためのバックアップ等の取組を行っており、約７割の自治体が行政情報のバックアップについて国に期待する役割があるとしている。このことから、国・自治体・民間事業者は、平

時から、バックアップについて、連携体制を構築することが必要である。

○町村レベルの自治体に対する情報発信手段の確保

東日本大震災を踏まえ、県と各市町村の通信手段の確保が課題として挙げられたため、災害時の情報通信手段の仕組みが必要である。

○津波対策の検討・実施

東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超えた巨大な地震・津波により、甚大な人的・物的被害が発生した。しかし、津波ハザードマップを策定済・見直し中・見直し予定・新規策定中とした自治体は全体の2割であった。（策定対象外、無回答を除くと約5割が策定済・見直し中・見直し予定・新規策定中。）このことから、各自治体では、国が策定したマニュアルに基づき、津波ハザードマップの策定を推進し、ハードとソフトを組み合わせた対策が必要である。

○各種ハザードマップの整備促進

ハザードマップは災害別に策定されるものであるが、最も策定が進んでいるのは洪水ハザードマップで約7割の自治体で策定済。内水ハザードマップは6割の自治体が未策定。津波ハザードマップを策定済・見直し中・見直し予定・新規策定中とした自治体は全体の2割であった。（策定対象外、無回答を除くと約5割が策定済・見直し中・見直し予定・新規策定中。）災害対策では、ハード整備はもちろんのこと、ハザードマップ等のソフト面の整備もさらに推進する必要がある。

○災害時のエネルギーの安定供給のあり方

東日本大震災では、東北地方を中心に製油所、油槽所、サービスステーションなどの域内における石油生産・出荷関連施設が広域にわたって多数被災するとともに、道路や鉄道、港湾等の物流網が寸断され、被災地外からの物流が途絶えたことから、病院や避難所などにおいて、震災直後における石油等の燃料供給に支障をきたした。

約2割の自治体がエネルギーの需給量の調査を過去10年以内に実施しているが、エネルギーを地域の施設で供給、補完する取組みを行っているのは約1割の自治体にとどまっているため、エネルギーの安定供給に向けた取組みが必要である。

○民間企業へのBCP策定支援

自治体が独自に地元企業のBCP策定へ支援している割合は1割に満たない。国や自治体は、民間企業BCPの策定支援を行っていく必要がある。

○防災に対する地図情報・GISの活用

GISについては約3割の自治体が防災業務に活用していると回答しているが、地質、地盤、土地開発履歴について防災に活用できるような仕組み（GISによるデータベース等）が構築できている自治体は非常に少ない。各自治体では、防災に活用できるシステム構築することが必要である。

○電子地図による支援情報の提供

GISについては約3割の自治体が防災業務に活用していると回答しているが、地質、地盤、土地開発履歴について防災に活用できるような仕組み（GISによるデータベース等）が構築できている自治体は非常に少ない。各自治体では、防災に活用できるシステムの構築が必要である。

○生活交通確保のための官民協議組織の設置

生活交通手段確保のための官民協議の場（地区生活交通協議会等）は約半数の自治体で設置されているものの、各自治体では、より一層の取組を行うことが必要である。

○災害支援のための人材育成

災害時の人材育成の仕組みについては、ボランティアは約6割、専門家は約2割、行政関係者（OB等）は約1割の自治体で実施されている。国や各自治体が連携して、人材の育成に取り組んでいくことが必要である。

○地域間交流による人や地域の絆づくり

災害時の地域の機能維持に寄与する、異なる自治体間の地域住民同士の交流は約3割の自治体にとどまる。このことから、各自治体では、平時より、地域間交流に取り組む必要がある。

② 民間企業における防災に関する取組状況アンケート調査

【調査目的】

本調査は、首都圏の民間企業を対象に、東日本大震災について、民間企業の対応状況や課題、その後の防災・減災に関する取組み等を把握することを目的。

【実施方法】

○実施時期：平成 24 年 2 月 6 日～2 月 17 日

○実施対象地域：首都圏（1 都 7 県：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県）

○調査対象：首都圏に本社を置く民間企業 4,000 社（回収率 32%：1,277 社より回収）

※内訳：茨城県（220 社）、栃木県（190 社）、群馬県（190 社）、埼玉県（530 社）、千葉県（400 社）、東京都（1,690 社）、神奈川県（700 社）、山梨県（80 社）

○調査項目：

1. 基礎調査（選択肢）	
→本社所在地、事業内容（業種）、本社ビルの所有形態、建物用途、従業員数	
2. 事業継続に関する取組について（選択肢）	
○震災による影響	→被災・営業状況、事業継続の可否、安否確認に要した日数
○事業継続のための設備等	→通信手段の確保対策の有無、自家発電装置の有無、遠隔地バックアップの実施状況、代替調達先
○事業継続計画（BCP）の策定状況	→BCP策定状況、BCPに基づく訓練状況、代替輸送手段の計画
3. 安全確保に関する取組について（選択肢）	
○防災訓練の実施状況	→防災訓練実施の有無、合同防災訓練・避難訓練の実施状況、
○災害時の安全確保の取組	→社屋の耐震化、備蓄状況（食糧・水）、避難者受入の可否、社屋移転計画の有無

【調査結果】

○緊急時の通信手段、非常用電源の確保

東日本大震災では、地震や津波により自治体の庁舎が被災する等により、自治体の行政情報が失われる、情報収集・伝達機能が失われるなどの事例が相次いだ。また、約7割の自治体が行政情報のバックアップについて国に期待する役割があるとしている。このことから、国・自治体は、平時から、バックアップについて、連携体制を構築することが必要である。

○公共施設及び民間企業のバックアップ体制及び救済体制の構築、国への支援要請（再掲）

約6割弱の自治体が災害等により重要な行政情報が消失しないためのバックアップ等の取組を行っており、約7割の自治体が行政情報のバックアップについて国に期待する役割があるとしている。このことから、国・自治体・民間事業者は、平時から、バックアップについて、連携体制を構築することが必要である。

○民間企業へのBCP策定支援（再掲）

自治体が独自に地元企業のBCP策定へ支援している割合は1割に満たない。国や自治体は、民間企業BCPの策定支援を行っていく必要がある。

③ 構成機関への広域的な連携・取組が必要な政策等アンケート調査

【調査目的】

首都圏広域地方計画協議会の構成機関を対象に、広域的な連携・取組が必要な課題を把握することを目的。

【実施方法】

○実施時期：平成 24 年 1 月 31 日に依頼し、平成 24 年 2 月 17 日を回答期限とした。

○調査対象：首都圏広域地方計画協議会 構成機関（回収率 64%：23 機関から回答）。

○調査項目：課題項目ならびに理由

【調査結果】

○首都機能の分散・バックアップ体制の構築

首都東京の災害対応力の強化は待ったなしの状況であり、早急な対応を図る必要がある。

○首都圏外からの支援受け入れ体制（受援体制）の検討

東日本大震災では被害が甚大であり、隣県も同時被災し相互応援が困難であった。平時より、圏域を超えた相互応援などの取組みを行っておく必要がある。また、各自治体は、応援受け入れ（受援）体制を整備する必要がある。

○災害時広域医療体制の整備

東日本大震災では、災害発生直後から D M A T（災害派遣医療チーム）が被災地へ参集し、広域医療が行われた。一方で、ドクターヘリの他県への派遣、搬送等に関する取り決めがないなど、被災した負傷者及び透析患者の搬送等において課題が挙げられた。また、被災地において行政部門が被災し、医療救護班等に対する指揮命令系統が十分に発揮できなかったことから、災害時広域医療体制を整備する必要がある。

○帰宅困難者対策

東日本大震災では、首都圏においては鉄道の多くが運行を停止し、道路において大規模な渋滞が発生し、多くの公共交通機関の運行に支障が生じた。その結果、首都圏では約 5 1 5 万人の帰宅困難者が発生し、対策を一層強化する必要性が顕在化した。震災時に発生する帰宅困難者は、都県を跨いで広域的に発生するため、関係機関と連携した支援対策、発生の抑制や統ルールによる対応を図ることが必要である。

○広域避難計画、支援体制の確立

東日本大震災では、県境を超えた広域避難が発生したが、県外避難者の受け入れ体制、情報共有体制が整っておらず対応に苦慮したため、広域避難支援体制の整備とともに、広域避難をしている住民に対する、情報提供の仕組みも必要である。

○応急仮設住宅建設等に関する事前検討、広域連携体制の構築

東日本大震災では、応急仮設住宅の建設にあたって、初動期の情報収集・人員体制、用地の確保、資材の確保、建物仕様と仕様の変更、建設事業者の確保などの対応に苦慮した。特に建設用地の確保にあたっては、インフラの整備状況、買い物、通院、通学等の利便性の確保、造成の難易等考慮のうえ、候補地の広域的な検討が必要である。

○空き家利用を含めた仮設住宅の供給方法の検討・協議

応急仮設住宅の供給にあたっては、建設、公的賃貸住宅の活用によるほか、民間賃貸住宅の既存ストックを活用した応急仮設住宅の円滑な供給に向けて、民間不動産団体との協定の締結など連携に向けた取組みが必要である。

○災害時食糧供給体制、燃料供給体制の構築に関する国への要請

食料・燃料の輸送ルートと優先確保などについて、あらかじめ関係機関と連携した、災害時における食糧・燃料の確保、供給体制に関する計画が必要である。

○災害廃棄物の広域処理

東日本大震災では、大量の災害廃棄物が発生し、被害の大きかった自治体では、仮置き場、収集運搬車、作業員等の確保が困難な状況であった。被災自治体だけでは対応が困難であることから、他の自治体等への協力体制（広域処理体制）を構築する必要がある。

○震災復興、緊急援助等に係る人的支援

東日本大震災では、自治体間において、重複した要請や支援があった。災害査定や速やかな情報収集等、効率的な人的支援体制の構築が必要である。

○災害時の緊急交通路の広域レベルでの確保

災害時の交通手段の代替性等について地域防災計画で記載している自治体は約3割にとどまる。広域的な被災地支援のための人材・物資の緊急輸送やリダンダンシー機能を発揮するため、代替性・多重性が確保された道路網の整備を図り、救援・救護、救出活動の体制整備とともに、緊急輸送ネットワークを構築することが必要

である。

○道路ネットワークの代替性・多重性確保

災害時の交通手段の代替性等について地域防災計画で記載している自治体は約3割にとどまる。広域的な被災地支援のための人材・物資の緊急輸送やリダンダンシー機能を発揮するため、代替性・多重性が確保された道路網の整備を図り、救援・救護、救出活動の体制整備とともに、緊急輸送ネットワークを構築することが必要である。

○道路啓開作業における官民連携

東日本大震災では、道路啓開、救助及び瓦礫集積の3つの作業が、同一地域内で同時並行して実施される事態となった。これら作業を効果的に実施するためには、官民の連携を密に図っていく必要がある。

○緊急時の通信手段、非常用電源の確保（再掲）

東日本大震災では、地震や津波により自治体の庁舎が被災する等により、自治体の行政情報が失われる、情報収集・伝達機能が失われるなどの事例が相次いだ。また、約7割の自治体が行政情報のバックアップについて国に期待する役割があるとしている。このことから、国・自治体は、平時からバックアップについて、連携体制を構築することが必要である。

○帰宅困難者や広域避難者等、個人に向けた情報提供体制の構築

東日本大震災では、テレビ、ラジオ、県ホームページによる情報が駅周辺に滞留する帰宅困難者へ伝わりにくいなどの状況が生じた。帰宅困難者に対する情報提供の方法を確立する必要がある。また、市町村・都道府県の範囲を超えた広域避難をしている住民へ、等しく正しい情報を届ける仕組みが必要である。

○津波対策の検討・実施（再掲）

東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超えた巨大な地震・津波により、甚大な人的・物的被害が発生した。しかし、津波ハザードマップを策定済・見直し中・見直し予定・新規策定中とした自治体は全体の2割であった。（策定対象外、無回答を除くと約5割が策定済・見直し中・見直し予定・新規策定中。）このことから、各自治体では、国が策定したマニュアルに基づき、津波ハザードマップの策定を推進し、ハードとソフトを組み合わせた対策が必要である。

○ハザードマップを踏まえた防災まちづくり（ハード・ソフト対策）の推進

東日本大震災のような大規模災害には、防潮堤、避難地・避難路・避難ビル等の整備などハード施策に加え、ハザードマップ整備などのソフト面施策も総動員する必要がある。また木造住宅密集地域において建物の倒壊や同時多発的な火災により大規模な市街地火災が発生する恐れがあり、木密地域の整備を促進する必要がある。

○災害時における高速道路の緊急マネジメント体制の確立

災害時における、迅速かつ一元的な災害対応や復旧のためには、関係機関との連携体制、情報共有を図り、高速道路の緊急マネジメント体制の確立に向け、取り組んでいく必要がある。

○民間のノウハウを活用した支援物資物流

東日本大震災では、輸送機能の不全、集積施設の不足、物流業務に精通していない者による物流管理による物資の滞留が発生した。このことから民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システム構築が必要である。

○災害に強い物流システム

東日本大震災では、被災した太平洋側港湾の代替機能を日本海側港湾が果たした。震災で明確となった問題点を踏まえ、官民で災害に強い物流体制について協議し、災害時の広域物資拠点施設の整備等、災害に強い物流システムを構築する必要がある。物流拠点が被災した場合の代替機能や緊急支援物資の輸送ルートの確保とともに、被災地域内外の企業の経済活動（輸出入手段等）を確保するために、災害時における広域物流ネットワークを構築する必要がある。

○都県に跨る広域的な津波対策、海岸保全対策

東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超えた巨大な地震・津波により、甚大な人的・物的被害が発生した。しかし、津波ハザードマップを策定済・見直し中・見直し予定・新規策定中とした自治体は全体の2割であった。（策定対象外、無回答を除くと約5割が策定済・見直し中・見直し予定・新規策定中。）このことから、各自治体では、国が策定したマニュアルに基づき、津波ハザードマップの策定を推進し、ハードとソフトを組み合わせた対策が必要である。

○災害時要援護者対策（高齢者、避難者、障がい者、外国人）

東日本大震災では、障がい者、高齢者への配慮が不足した面があった。また、被災自治体において、言語・文化・習慣の違いから、外国人支援が困難な場面もあったことから、災害時要援護者対策に取り組む必要がある。

○民間による復興活動の円滑化に資する各種手続きの執行体制の構築

災害時には、災害応急対策を実施する公的機関にて緊急通行車両確認事務を行うことができ、公的機関との契約等により民間事業者等の車両も緊急通行車両確認標章の交付対象となる。今後スムーズな確認標章交付事務を行うためには、民間事業者等に対する輸送協定等の締結や事前届出制度の活用を促進させる必要がある。

(3) 広域的な連携・取組みが必要な課題の抽出

3つのアンケート結果から広域的な連携・取組みが必要な課題（案）として38個の課題（案）が整理できた。各課題における主な実施主体を国、各自治体、広域首都圏で整理し、主な実施主体に広域首都圏が含まれる課題（案）を広域的な連携・取組みが必要な課題（22課題）として抽出した。

表2-2 アンケート結果と広域的な連携・取組みが必要な課題の抽出

アンケート結果			首都圏における広域的な連携・取組みが必要な課題（案）	主な実施主体		
①自治体	②民間企業	③構成機関		国	各自治体	広域首都圏
		○	首都機能の分散・バックアップ体制の構築	○		
○			自治体におけるBCP策定の推進	○	○	
○			1 自治体間、官民間の支援協定等の促進	○	○	○
○			2 個別協定を補完する国や都県市による包括的な支援ルールの確立・周知	○		○
		○	3 首都圏外からの支援受け入れ体制（受援体制）の検討	○	○	○
		○	4 災害時広域医療体制の整備	○	○	○
		○	5 帰宅困難者対策	○	○	○
		○	6 広域避難計画、支援体制の確立	○	○	○
		○	7 応急仮設住宅建設等に関する事前検討、広域連携体制の構築	○	○	○
		○	8 空き家利用を含めた仮設住宅の供給方法の検討・協議	○	○	○
		○	9 災害時食糧供給体制、燃料供給体制の構築に関する国への要請	○	○	○
		○	10 災害廃棄物の広域処理	○	○	○
○			上下水道等のライフライン確保の支援体制	○	○	
		○	11 震災復興、緊急援助等に係る人的支援	○	○	○
○			12 災害時の交通手段の代替性確保	○	○	○
		○	13 災害時の緊急交通路の広域レベルでの確保	○	○	○
		○	14 道路ネットワークの代替性・多重性確保	○	○	○
		○	15 道路啓開作業における官民連携	○	○	○
	○	○	緊急時の通信手段、非常用電源の確保	○	○	
		○	16 帰宅困難者や広域避難者等、個人に向けた情報提供体制の構築	○	○	○
○	○		公共施設及び民間企業のバックアップ体制及び救済体制の構築、国への支援要請	○	○	
○			町村レベルの自治体に対する情報発信手段の確保	○	○	
○		○	17 津波対策の検討・実施	○	○	○
○			各種ハザードマップの整備促進	○	○	
		○	ハザードマップを踏まえた防災まちづくり（ハード・ソフト対策）の推進	○	○	
○			災害時のエネルギーの安定供給のあり方	○		
		○	18 災害時における高速道路の緊急マネジメント体制の確立	○		○
		○	19 民間のノウハウを活用した支援物資物流	○	○	○
○	○		民間企業へのBCP策定支援	○	○	
		○	20 災害に強い物流システム（ネットワークと拠点）の構築	○	○	○
		○	21 都県に跨る広域的な津波対策、海岸保全対策	○	○	○
○			防災に対する地図情報・GISの活用	○	○	
○			電子地図による支援情報の提供	○	○	
○			生活交通確保のための官民協議組織の設置		○	
○			災害支援のための人材育成	○	○	
		○	災害時要援護者対策（高齢者、避難者、障がい者、外国人）	○	○	
○			22 地域間交流による人や地域の絆づくり	○		○
		○	民間による復興活動の円滑化に資する各種手続きの執行体制の構築	○		



広域的な連携・取組が必要な（実施主体に広域首都圏が含まれる）22課題

表 2－3 東日本大震災を踏まえた首都圏における広域的な連携・取組みが必要な課題

首都圏における広域的な連携・取組みが必要な課題	課題の概要	主な実施主体			首都圏広域地方計画の関係プロジェクト
		国	各自治体	広域首都圏	
1 自治体間・官民間の支援協定等の促進	東日本大震災では被害が甚大であり、隣県も同時被災し相互応援が困難であった。約8割の自治体が東日本大震災を踏まえた応援協定の拡充に取り組み必要があると認識している。また、約4割の自治体で民間企業と連携が必要と認識している。このことから、自治体間・官民間での新たな協定締結や既存協定の見直しの必要がある。	○	○	○	9. 大規模地震災害対策PJ
2 個別協定を補完する国や都県市による包括的な支援ルールの確立・周知	東日本大震災では、災害時の相互応援協定等に基づく自治体の支援は、人的支援、物的支援とともに約8割で実施されたが、災害時相互応援協定に基づかない人的・物的支援も国や都県等の主導により数多く行われた。このことから、平時から、応援協定の締結や既存協定の見直しに加え、包括的な支援ルールの確立・周知により、災害時の連携・支援体制を事前に構築することが必要である。	○		○	9. 大規模地震災害対策PJ
3 首都圏外からの支援受け入れ体制（受援体制）の検討	東日本大震災では、被害が甚大であり、隣県も同時被災し相互応援が困難であった。平時より、圏域を超えた相互応援などの取組みを行っておく必要がある。また、各自治体は、応援受け入れ（受援）体制を整備する必要がある。	○	○	○	9. 大規模地震災害対策PJ
4 災害時広域医療体制の整備	東日本大震災では、災害発生直後からDMAT（災害派遣医療チーム）が被災地へ参集し、広域医療が行われた。一方で、ドクターヘリの地県への派遣、搬送等に関する取り決めがないなど、被災した負傷者及び透析患者の搬送等において課題が挙げられた。また、被災地において行政部門が被災し、医療救護班等に対する指揮命令系統が十分に発揮できなかったことから、災害時広域医療体制を整備する必要がある。	○	○	○	5. 少子高齢化に適合したすべての人にやさしい地域づくりPJ 9. 大規模地震災害対策PJ
5 帰宅困難者対策	東日本大震災では、首都圏においては鉄道の多くが運行を停止し、道路において大規模な渋滞が発生し、多くの公共交通機関の運行に支障が生じた。その結果、首都圏では約515万人の帰宅困難者が発生し、対策を一層強化する必要性が顕在化した。震災時に発生する帰宅困難者は、都県を跨いで広域的に発生するため、関係機関と連携した支援対策、発生の抑制や統一ルールによる対応を図ることが必要である。	○	○	○	9. 大規模地震災害対策PJ 22. 富士箱根伊豆交流圏PJ
6 広域避難計画、支援体制の確立	東日本大震災では、県境を超えた広域避難が発生したが、県外避難者の受け入れ体制、情報共有体制が整っておらず対応に苦慮したため、広域避難支援体制の整備とともに、広域避難をしている住民に対する、情報提供の仕組みも必要である。	○	○	○	9. 大規模地震災害対策PJ
7 応急仮設住宅建設等に関する事前検討、広域連携体制の構築	東日本大震災では、応急仮設住宅の建設にあたって、初期期の情報収集・人員体制、用地の確保、資材の確保、建物仕様と仕様の変更、建設事業者の確保などの対応に苦慮した。特に建設用地の確保にあたっては、インフラの整備状況、買い物、通院、通学等の利便性の確保、造成の難易等考慮のうえ、候補地の広域的な検討が必要である。	○	○	○	9. 大規模地震災害対策PJ
8 空き家利用を含めた仮設住宅の供給方法の検討・協議	応急仮設住宅の供給にあたっては、建設、公営賃貸住宅の活用によるほか、民間賃貸住宅の既存ストックを活用した応急仮設住宅の円滑な供給に向けて、民間不動産団体との協定の締結など連携に向けた取組みが必要である。	○	○	○	9. 大規模地震災害対策PJ
9 災害時食糧供給体制、燃料供給体制の構築に関する国への要請	食糧・燃料の輸送ルートと優先確保などについて、あらかじめ関係機関と連携した、災害時における食糧・燃料の確保、供給体制に関する計画が必要である。	○	○	○	9. 大規模地震災害対策PJ
10 災害廃棄物の広域処理	東日本大震災では、大量の災害廃棄物が発生し、被害の大きかった自治体では、仮置き場、収集運搬、作業員等の確保が困難な状況であった。被災自治体だけでは対応が困難であることから、他の自治体等への協力体制（広域処理体制）を構築する必要がある。	○	○	○	9. 大規模地震災害対策PJ
11 震災復興、緊急援助等に係る人的支援	東日本大震災では、自治体間において、重複した要請や支援があった。災害査定や速やかな情報収集等、効率的な人的支援体制の構築が必要である。	○	○	○	9. 大規模地震災害対策PJ
12 災害時の交通手段の代替性確保	災害時の交通手段の代替性等について地域防災計画で記載している自治体は約3割にとどまる。広域的な被災地支援のための人材・物資の緊急輸送やリダンダンシー機能を発揮するため、代替性・多重性が確保された道路網の整備を図り、救援・救護、救出活動の体制整備とともに、緊急輸送ネットワークを構築することが必要である。	○	○	○	4. Web（蜘蛛の巣）構造PJ 9. 大規模地震災害対策PJ
13 災害時の緊急交通路の広域レベルでの確保		○	○	○	
14 道路ネットワークの代替性・多重性確保		○	○	○	
15 道路啓開作業における官民連携	東日本大震災では、道路啓開、救助及び瓦礫集積の3つの作業が、同一地域内で同時並行して実施される事態となった。これら作業を効果的に実施するためには、官民の連携を密に図っていく必要がある。	○	○	○	9. 大規模地震災害対策PJ
16 帰宅困難者や広域避難者等、個人に向けた情報提供体制の構築	東日本大震災では、テレビ、ラジオ、県ホームページによる情報が駅周辺に滞留する帰宅困難者へ伝わりにくいなどの状況が生じた。帰宅困難者に対する情報提供の方法を確立する必要がある。また、市町村・都道府県の範囲を超えた広域避難をしている住民へ、等しく正しい情報を届ける仕組みが必要である。	○	○	○	9. 大規模地震災害対策PJ 22. 富士箱根伊豆交流圏PJ
17 津波対策の検討・実施	東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超えた巨大な地震・津波により、甚大な人的・物的被害が発生した。しかし、津波ハザードマップを策定済・見直し中・見直し予定・新規策定中とした自治体は全体の2割であった（策定対象外、無回答を除く）と約5割が策定済・見直し中・見直し予定・新規策定中）。このことから、各自治体では、国が策定したマニュアルに基づき、津波ハザードマップの策定を推進し、ハードとソフトを組み合わせた対策が必要である。	○	○	○	9. 大規模地震災害対策PJ
18 災害時における高速道路の緊急マネジメント体制の確立	災害時において、迅速かつ一元的な災害対応や復旧のためには、連携体制、情報共有を図り、高速道路の緊急マネジメント体制を確立に向け、取り組んでいく必要がある。	○		○	9. 大規模地震災害対策PJ
19 民間のノウハウを活用した支援物資物流	東日本大震災では、輸送機能の不全、集積施設の不足、物流業務に精通していない者による物流管理による物資の滞留が発生した。このことから、民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築が必要である。また、物流拠点が被災した場合の代替機能や緊急支援物資の輸送ルートの確保とともに、被災地域内外の企業の経済活動（輸出入手段等）を確保するために、災害時における広域物流ネットワークを構築する必要がある。	○	○	○	4. Web（蜘蛛の巣）構造PJ 9. 大規模地震災害対策PJ
20 災害に強い物流システム（ネットワークと拠点）の構築		○	○	○	
21 都県に跨る広域的な津波対策、海岸保全対策	「17」と同趣旨	○	○	○	9. 大規模地震災害対策PJ
22 地域間交流による人や地域の絆づくり	災害時の地域の機能維持に寄与する、異なる自治体間の地域住民同士の交流は約3割の自治体にとどまる。このことから、各自治体では、平時より、地域間交流に取り組む必要がある。	○		○	9. 大規模地震災害対策PJ 20. 地域間交流・二地域居住推進PJ 24. FIT広域交流圏PJ

表 2－4 東日本大震災を踏まえた首都圏における広域的な連携・取組が必要な課題等の抽出・整理結果

No.	大分類・中分類・小分類	関係機関から出された課題 【H24.2.17まで 構成機関より提出】	自治体アンケートより得た 防災・減災の対応状況 【H23.12～H24.1 広域首都圏内自治体を対象に調査】	民間企業アンケートより得た 防災・減災の対応状況 【H24.2 首都圏内民間企業を対象に調査】	関係各府省庁・各機関等 において行っている 調査・検討状況	首都圏における広域的な連携・取組 が必要な課題（案）	首都圏における広域的な連携・取組 が必要な課題
1	国土全体での機能分担・配置等のあり方						
	(1) 大災害に備えた広域的な機能分担・配置等の検討	・首都機能の分散・バックアップ体制の構築	・自治体のBCP（業務継続計画）の策定は約1割程度であり、震災を契機に約6割弱の自治体で策定・見直しを予定		内閣府、国土省、消防庁、総務省 ・国土全体の防災に係る「構想」「法制度」「計画」「対策」検討 ・首都機能の分散・バックアップ体制の構築 ・災害時における地方公共団体の事業継続 ・災害発生時のICTの利活用に関する検討	1. 首都機能の分散・バックアップ体制の構築 2. 自治体におけるBCP策定の推進	
	(2) 災害時に相互扶助機能を発揮する広域的な地域間連携の推進	・東日本大震災を踏まえた首都圏域内の自治体間連携の見直し、強化 ・首都圏外からの支援受け入れ体制の検討、体制の構築	・約8割の自治体で震災を契機に広域協定の拡充への取組の必要性を認識 ・約4割の自治体で民間企業と連携が必要な分野があると認識 ・震災時に協定に基づかない人的・物的支援が国や都県等の主導により数多く実施	・行政と連携した合同防災・避難訓練の実施については、従業員数301人以上の企業で約5割の企業が実施しているが、300人以下の企業では2割弱にとどまっている。 ・訓練を実施していない企業のうち、約6割が「行政からの要請がない。」と回答している。	内閣府、国土省、47都道府県、九都県市、北関東圏越5県、市町村間	3. 自治体間、官民間の支援協定等の促進 4. 個別協定を補完する国や都県市による包括的な支援ルールの確立・周知 5. 首都圏外からの支援受け入れ体制（受援体制）の検討 6. 災害時広域医療体制の整備	1. 自治体間、官民間の支援協定等の促進 2. 個別協定を補完する国や都県市による包括的な支援ルールの確立・周知 3. 首都圏外からの支援受け入れ体制（受援体制）の検討 4. 災害時広域医療体制の整備
	1) 包括的な連携				内閣府、国土省、47都道府県、九都県市、北関東圏越5県、市町村間	7. 被災者支援体制の整備	5. 被災者支援体制の整備
	2) 個別、具体的なテーマに関する連携 a. 災害医療	・災害時広域医療体制の整備	－	厚生労働省、栃木県・群馬県、九都県市	・災害医療体制 ・広域連携（ドクターヘリ）	8. 災害時広域医療体制の整備	6. 災害時広域医療体制の整備
	b. 帰宅困難者支援	・帰宅困難者支援体制の構築	－	内閣府、九都県市、四都県（神奈川県）、東京都	・帰宅困難者対策	9. 帰宅困難者対策	7. 帰宅困難者対策
	c. 広域避難支援	・広域避難計画の策定 ・広域避難者支援体制の構築	－	内閣府、総務省、消防庁、九都県市	・避難に関する様々な課題に対する対応策を検討 ・地域防災計画における地震・津波対策の検討 ・相互応援協定	10. 広域避難計画、支援体制の確立	8. 広域避難計画、支援体制の確立
	d. 応急仮設住宅の建設等	・応急仮設住宅建設等に関する事前検討 ・応急仮設住宅建設等に関する広域連携体制の構築	－	国土省、厚生労働省、関東地方、九都県市、10都県	・応急仮設住宅の供給 ・国の宿舍等の活用 ・相互応援協定	11. 応急仮設住宅建設等に関する事前検討、広域連携体制の構築 12. 空き家利用を含めた仮設住宅の供給方法の検討・協議	9. 応急仮設住宅建設等に関する事前検討、広域連携体制の構築 10. 空き家利用を含めた仮設住宅の供給方法の検討・協議
2	災害に強い広域交通基盤の効率的・効果的な整備等による代替性・多重性の確保						
	(1) ネットワークの代替性・多重性を最大限発揮させる広域連携、多様なモードの活用	－	・災害時の交通手段の代替性等について地域防災計画で記載している自治体は約3割程度にとどまる		国土交通省、九都県市	15. 災害時の交通手段の代替性確保	12. 災害時の交通手段の代替性確保
	(2) 地域特性を考慮した広域ネットワークの確保	・広域的な防災支援と代替性を発揮する道路網の構築	－		警察庁等、国・都県・政令市・高速道路会社、九都県市	16. 災害時の緊急交通路の広域レベルでの確保	13. 災害時の緊急交通路の広域レベルでの確保
	(3) 被災時の地域におけるネットワークの代替性・多重性確保	・太平洋側と日本海側との相互補完のためのインフラ整備	－		国土省、九都県市	17. 道路ネットワークの代替性・多重性確保	14. 道路ネットワークの代替性・多重性確保
	(4) 広域交通基盤を最大限活用するソフト機能等やシステムの整備・確保	・道路の管理作業、救助活動、がれき集積を緊急的に実施するための指揮系統の統一化、財源制度の創設、自衛隊との訓練実施	－		国土交通省、内閣府	18. 道路啓開作業における官民連携	15. 道路啓開作業における官民連携
3	災害に備えた情報通信のあり方						
	(1) 災害時における通信環境の確保	・国の機関まで含めた連絡体制・通信手段・情報共有体制の構築 ・帰宅困難者や広域避難者等、個人に向けた情報提供体制の構築	・行政からの情報発信ができない場合のバックアップ体制は約9割弱の自治体で位置づけあり	・従業員数301人以上の企業では、約7割が携帯電話や無線など災害時の通信手段について対策を行っているが、300人以下の企業では3割弱にとどまっている。 ・従業員数301人以上の企業では、約5割の企業が自家発電設備を設置しているが、300人以下の企業では約1割程度の設置にとどまっている。 ・自家発電設備の燃料備蓄に関しては、3日分程度以下の備蓄が約8割となっている。	総務省、関東防災連絡会、内閣府、東京都、九都県市、埼玉県	19. 緊急時の通信手段、非常用電源の確保 20. 帰宅困難者や広域避難者等、個人に向けた情報提供体制の構築	16. 帰宅困難者や広域避難者等、個人に向けた情報提供体制の構築
	(2) 災害に備えた公的情報の管理	・公共施設のバックアップ体制及び救済体制の構築	・約7割の自治体で行政情報のバックアップについて国に役割を期待	・従業員数301人以上の企業では、約8割の企業が企業情報の遠隔地でのバックアップを実施しているが、300人以下の企業では約3割の実施にとどまる。	総務省、国土交通省、法務省	21. 公共施設及び民間企業のバックアップ体制及び救済体制の構築、国への支援要請	
	(3) 災害時における様々な情報の活用	・行政とボランティア支援センター相互の通信手段の確保	・町村レベルではインターネットを通じて災害時等の情報発信の仕組み構築は約8割に達しているが、2割弱の自治体では仕組みがない		総務省	22. 町村レベルの自治体に対する情報発信手段の確保	
4	災害リスクを考慮した安全で安心できる国土利用						
	・海岸における津波対策の検討及び津波対策の実施 ・防災まちづくりの推進	・被害低減のための土地利用・建築規制を実施している自治体は約2割程度にとどまる ・地域防災計画はほぼ海沿地帯で今後見直し予定である ・津波ハザードマップを策定済・見直し中・見直し予定・新規策定中とした自治体は全体の約2割であり、策定対象外・無回答を除くと約5割が策定済・見直し中・見直し予定・新規策定中である。	・被害低減のための土地利用・建築規制を実施している自治体は約2割程度にとどまる ・地域防災計画はほぼ海沿地帯で今後見直し予定である ・津波ハザードマップを策定済・見直し中・見直し予定・新規策定中とした自治体は全体の約2割であり、策定対象外・無回答を除くと約5割が策定済・見直し中・見直し予定・新規策定中である。	・災害リスクの低い地域への移転を検討している企業は、全体で約1割に満たない。	国土省、九都県市、神奈川県、川崎市、東京都、20特別区	23. 津波対策の検討・実施 24. 各種ハザードマップの整備促進 25. ハザードマップを踏まえた防災まちづくり（ハード・ソフト対策）の推進	17. 津波対策の検討・実施
5	安定的なエネルギー供給が可能な国土の形成						
	(1) 地域特性に応じた再生可能エネルギーの導入	－	－		－	－	－
	(2) 部門横断的な連携によるエネルギーの効率的利用	－	・地域の施設でエネルギー供給に取り組んでいる自治体は約1割程度にとどまる		経済産業省、内閣府	26. 災害時のエネルギーの安定供給のあり方	
	(3) エネルギー供給網の代替性が低い地域におけるインフラ整備・事業化支援	－	－		－	－	－
6	震災に対応したサプライチェーン及び生活交通確保のあり方						
	(1) 企業間連携による活動の継続	・災害時における高速道路の緊急マネジメント体制の確立 ・支援物資輸送に関する官民の連携計画の策定	・自治体が独自に地元企業のBCP策定へ支援している割合は1割に満たない	・従業員数301人以上の企業では約7割がBCPを策定しているが、300人以下の企業では約2割弱程度である。 ・震災を契機に約3割の企業でBCPを策定又は策定を検討している。また、震災前からBCPを策定していた企業では、約9割が震災を契機に見直し又は見直しを検討している。 ・BCPを策定していない企業のうち、約2割が「策定の方法がわからない」、約4割が「BCPを知らなかった」と回答している。 ・代替調達先の計画を策定している企業は全体で約1割程度にとどまる。 ・代替調達先の計画を策定している企業のうち、代替調達先が関東以外が、約3割程度にとどまる。 ・飲料水や毛布といった物資を備蓄している企業は約6割強、備蓄量は約9割弱が3日程度以内となっている。	国土省（総務省、関東運輸局）、内閣府、支援物資物流協議会、九都県市、中小企業庁、東京都、神奈川県	27. 災害時における高速道路の緊急マネジメント体制の確立 28. 民間のノウハウを活用した支援物資物流 29. 民間企業へのBCP策定支援	18. 災害時における高速道路の緊急マネジメント体制の確立 19. 民間のノウハウを活用した支援物資物流
	(2) 残ったインフラを有効に活用した災害時のネットワークの維持	・災害に強い物流システム（ネットワークと拠点）の構築	－	・災害時における物資等の代替輸送手段の計画がある企業は1割に満たない。	国土省（港湾局、関東地方整備局）、東京都・神奈川県・千葉県	30. 災害に強い物流システム（ネットワークと拠点）の構築 31. 都県に跨る広域的な津波対策、海岸保全対策	20. 災害に強い物流システム（ネットワークと拠点）の構築 21. 都県に跨る広域的な津波対策、海岸保全対策
	(3) 地理空間情報、地質情報の産業立地への活用	－	・地質・地盤・土地開発履歴のそれぞれの情報を防災に活用できるような仕組み（GISによるデータベース等）を構築している自治体は非常に少ない。		国土交通省、九都県市	32. 防災に対する地図情報・GISの活用 33. 電子地図による支援情報の提供	
	(4) 生活交通のあり方	－	・生活交通手段確保のための官民協議の場合は約半数の自治体で設置されている。		－	34. 生活交通確保のための官民協議組織の設置	
	震災復旧・復興における多様な担い手の活躍						
7	(1) 人や地域の絆による復旧・復興支援	・災害時外国人支援体制の構築	・災害支援の人材育成は約6割の自治体で取り組まれている一方、専門家の活用は約2割、行政関係者の活用は約1割しか位置づけられていない ・自治体間の地域間交流の実施は約3割にとどまる。	・「新しい公共」による震災支援制度 ・防災教育・防災管理 ・災害時支援者対策（避難者、障がい者、外国人） ・災害時外国人通訳ボランティア養成事業 ・災害多言語支援センターの設置・運営に係る協定 ・うつくしま地域間交流ネットワーク ・復興に向けたロードマップ	内閣府、文科省、総務省、厚生省、地方公共団体、NPO等、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・神奈川県・福島県	35. 災害支援のための人材育成 36. 災害時要援護者対策（高齢者、避難者、障がい者、外国人） 37. 地域間交流による人や地域の絆づくり	22. 地域間交流による人や地域の絆づくり
	(2) 復旧・復興に貢献する地域産業等の活動支援	・民間の活動に資する手続きの執行体制の構築	・インフラ維持管理を担う地元企業の育成は約6割弱の自治体で配慮されている		警察庁	38. 民間による復興活動の円滑化に資する各種手続きの執行体制の構築	

2-2 整理した課題に対する今後の取組みの方向性

東日本大震災を踏まえ広域的な連携・取組みが必要な 22 課題に対する今後の取組みの方向性について、各機関の検討状況等を踏まえ、以下のとおり整理した。

【基本方針】

- ・ 内閣府の「首都直下地震対策協議会」や「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」などで行われている広域的な災害応急体制の確立などについて調整・検討状況を把握していく。
- ・ 各自治体は防災基本計画の修正に基づく、地域防災計画の見直しを行う。

【主な取組み状況】

○内閣府

「防災対策推進検討会議（最終報告）」

概要

- ・ 平成 23 年 10 月 11 日、中央防災会議において新たな専門調査会として「防災対策推進検討会議」が設置され、未曾有の甚大な被害をもたらした東日本大震災における政府の対応を検証し、同大震災の教訓の総括を行うとともに、首都直下地震や東海・東南海・南海地震（いわゆる「三連動地震」）等の大規模災害や頻発する豪雨災害に備え、防災対策の充実・強化を図るための調査審議を行い、計 13 回の会議を開催した後、平成 24 年 7 月 31 日に最終報告が決定・公表された

（防災対策推進検討会議最終報告 ～ゆるぎない日本の再構築を目指して～概要）

- 第 1 章 災害対策に取り組む基本姿勢
- 第 2 章 防災政策の基本原則
- 第 3 章 今後重点的に取り組むべき事項
- 第 4 章 今後の防災対策の充実に向けて
- 第 5 章 対策に当面取り組むべき対策

「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」

概要

- ・ 首都直下地震について、最新の科学的知見に基づいて、相模トラフで発生する規模の大きな地震も対象地震として、東日本大震災の教訓を踏まえた、首都直下地震対策について検討するため、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の下に設置された。平成 24 年 7 月 19 日に「首都直下地震対策について（中間報告）」が公表され、来春頃に対策の全体像がとりまとめられる予定となっている。

(首都直下地震対策について(中間報告)概要)

○当面取り組むべき対策

- ・ 政府の業務継続の在り方
- ・ 膨大な数の帰宅困難者等への対策
- ・ 膨大な数の避難者への対策

○対策推進のための仕組み・体制の整備

- ・ 官民連携強化のための「首都直下地震対策協議会」の活用
- ・ 「首都直下地震対策大綱」、「首都直下地震の地震防災戦略」、「首都直下地震応急対策活動要領」等の見直し 等

○最終報告に向けて引き続き検討すべき主な事項

- ・ これまでの膨大な被害に対応した災害応急体制の充実・強化
- ・ 首都の経済機能を支える企業防災力の向上
- ・ 地域防災力、防災意識の向上 等

メンバー

主査 増田 寛也 野村総合研究所 顧問

副主査 吉井 博明 東京経済大学コミュニケーション学部 教授

秋山 俊行 東京都副知事

阿部 勝征 東京大学名誉教授

大原 美保 東京大学大学院情報学環 准教授

翁 百合 日本総合研究所 理事

田和 健次 石油連盟技術環境安全部長

中林 一樹 明治大学大学院特任教授

新浪 剛史 株式会社ローソン代表取締役社長

橋本 孝之 一般社団法人日本経済団体連合会防災に関する委員会
共同委員長(日本アイ・ビー・エム株式会社取締役会長)

林 春男 京都大学防災研究所巨大災害研究センター 教授

林 文子 横浜市長

久田 嘉章 工学院大学建築学部 教授

平野 啓子 語り部・キャスター

山崎 美貴子 東京ボランティア・市民活動センター 所長

計 15 名 (敬称略)

検討経緯

第1回（H24.4.25）

- ・東日本大震災以降の首都直下地震に係る検討について 等

第2回（H24.5.25）

- ・首都直下地震対策の主な論点について 等

第3回（H24.6.6）

- ・首都直下地震の避難者対策について
- ・当面実施すべき対策について 等

第4回（H24.6.18）

- ・当面実施すべき対策について 等

第5回（H24.7.10）

- ・首都直下地震発生時における災害応急対策について 等

⇒平成24年7月19日に「首都直下地震対策について（中間報告）」公表

「首都直下地震対策協議会」

概要

- ・東日本大震災を踏まえ、今後30年以内に70%の確率で発生する首都直下地震、さらには関東大震災クラスの地震に対して、防災関係機関が緊密かつ迅速な連携を図ることができるよう、官民の主体を幅広く集めた場を設定して平時及び非常時に備えた関係を構築し、連携体制を強化しておくことが急務である。
- ・このため、首都直下地震対策に係る連携活動基盤を整備するとともに、災害応急対策を中心に各主体の対策及び計画の問題点及び脆弱点を洗い出し、必要な施策の調整及び整合を図り、訓練により連携体制を検証して各主体の対策及び取組の精度を向上させ、もって、発災時における迅速、円滑な対応に資するため、国の府省庁、関係地方公共団体、指定公共機関等から成る協議会が設置された。
- ・協議会においては、以下のような情報を共有するとともに、相互に連携・協働して取り組むべき施策の調整及び横断的な課題の検討等を行い、その成果は、適宜政府がとりまとめる首都直下地震対策等に反映する予定となっている。
 - － 中央防災会議等における首都直下型地震対策の取組
 - － 指定公共機関等による独自の取組
 - － 首都直下地震に関して各主体が抱える疑問や問題等

メンバー

- ・府省庁（20機関）

内閣官房、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、国土地理院、海上保安庁、環境省、防衛省、内閣府

・関係地方公共団体（10 団体）

茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

・指定公共機関等（59 機関）

（独）防災科学技術研究所、（独）放射線医学総合研究所、（独）日本原子力研究開発機構、（独）国立病院機構、（独）農業・食品産業技術総合研究機構、（独）森林総合研究所、（独）水産総合研究センター、（独）土木研究所、（独）建築研究所、（独）海上技術安全研究所、（独）港湾空港技術研究所、（独）水資源機構、（独）日本高速道路保有・債務返済機構、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、関西国際空港株式会社、中部国際空港株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、郵便局株式会社、郵便事業株式会社、東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社、東邦瓦斯株式会社、日本通運株式会社、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力株式会社、北陸電力株式会社、中部電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、沖縄電力株式会社、電源開発株式会社、日本原子力発電株式会社、ＫＤＤＩ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ、株式会社エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ、日本経済団体連合会、日本商工会議所、東京商工会議所

検討経緯

（会議と議題）

第 1 回（H24. 4. 23）

- ・防災対策に係る全体の取組について
- ・首都直下地震対策協議会設置の趣旨等について
- ・首都直下地震に係る各種検討の概要等について

○内閣府・東京都 他

「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」（中間報告、H24. 3. 9）

- ・東北地方太平洋沖地震により首都圏では約 515 万人の帰宅困難者が発生し、対策を一層強化する必要性が顕在化したため、帰宅困難者等対策の強化について、国、地方公共団体、民間企業等が、それぞれの取組に係る情報を共有するとともに、横断的な課題や取組について検討が行われている。

- ・首都直下地震帰宅困難者等対策協議会は、国の関係省庁、首都圏の地方公共団体、関係民間企業・団体等の31機関から構成されている。

検討経緯

- 第1回（H23. 9. 20）：帰宅困難者対策の現状について 等
- 第2回（H23. 11. 22）：帰宅困難者対策の実態調査結果について 等
- 第3回（H24. 3. 9）：中間報告について 等

「防災基本計画」

- ・平成23年12月27日に、東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化、最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しの反映のため防災基本計画が一部修正された。

【各課題に対する今後の取組みの方向性】

（1）自治体間、官民間の支援協定等の促進

（概要）

東日本大震災では被害が甚大であり、隣県も同時被災し相互応援が困難であった。約8割の自治体が東日本大震災を踏まえた応援協定の拡充に取り組む必要があると認識している。また、約4割の自治体で民間企業と連携が必要と認識している。このことから、自治体間、官民間での新たな協定締結や既存協定の見直しの必要がある。

主な実施主体		
国	各自治体	広域首都圏
○	○	○

（2）個別協定を補完する国や都県市による包括的な支援ルールの確立・周知

（概要）

東日本大震災では、災害時の相互応援協定等に基づく自治体の支援は、人的支援、物的支援とともに約5割で実施されたが、災害時相互応援協定に基づかない人的・物的支援も国や都県等の主導により数多く行われた。このことから、平時から、応援協定の締結や既存協定の見直しに加え、包括的な支援ルールの確立・周知により、災害時の連携・支援体制を事前に構築することが必要である。

主な実施主体		
国	各自治体	広域首都圏
○		○

（3）首都圏外からの支援受け入れ体制（受援体制）の検討

（概要）

東日本大震災では被害が甚大であり、隣県も同時被災し相互応援が困難であった。平時より、圏域を超えた相互応援などの取組みを行っておく必要がある。また、各自治体は、応援受け入れ（受援）体制を整備する必要がある。

主な実施主体		
国	各自治体	広域首都圏
○	○	○

【今後の取組みの方向性】

- ・平成23年11月に開催された「第33回首都圏県都市長懇話会」において今後起こりうる大規模災害に適切に対処するため情報の共有や連携した備えの必要性が議論され、平成24年4月には（社）日本経済団体連合会の「災害に強い経済社会の構築に向けて～企業・経済界の取組みと行政に求められる対応～」にて自治体間の連携や官民間の連携の重要性が提言されるなど、首都圏における広域的な連携体制

の構築が求められている。

- ・また、防災・減災に関する自治体アンケート調査の結果でも、8割以上の自治体が応援協定の拡充の必要性を認識している。
- ・さらに内閣府は、「防災ボランティア活動に関する広域連携の体制構築に向けて」において、防災ボランティアの支援側・受援側の体制構築のポイントを取りまとめた。
- ・そのため、構成機関が締結している協定と広域的な連携・取組が必要な課題の関係を整理するとともに、相互応援協定等の締結及び充実、合同防災訓練の実施を推進する。

【主な取組み状況】

○内閣府

「防災ボランティア活動に関する広域連携の体制構築に向けて」（H24.3）

- ・平時より被災地外からのボランティアの受入れ環境を整備するとともに、防災ボランティア活動の受援側支援側双方の連携する体制を構築することが重要であるとしている。そのため、防災ボランティア活動の広域連携について検討するためのポイントを取りまとめた。

（とりまとめパンフレット／目次構成）

はじめに ー防災ボランティア活動に関する広域連携に向けてー
メッセージ

I. 東日本大震災をはじめとする大規模災害での広域連携

大規模災害時のボランティアの活動人数

東日本大震災におけるボランティアの広域連携～内閣府調査から～

ー地域で防災ボランティア活動に関わる皆様へー

大規模災害時の防災ボランティア活動における課題

II. 広域連携の取組のポイント

広域連携の体制構築を検討する際の視点

防災ボランティアの広域連携に必要な「連絡要員（リエゾン）」への期待

① 受援側の体制の構築のポイント

② 支援側の体制の構築のポイント

③ 受援側・支援側の間のネットワークのポイント

広域連携にあたっての行政への期待

地元とボランティアの連携による長期的な支援の仕組みづくり

III. 広域連携のケーススタディ

広域連携のケーススタディ

ケーススタディ：1 静岡モデル、2 東京モデル、3 三重モデル

4 遠野モデル

参考①：予見されている大規模災害について

参考②：防災ボランティア活動のポテンシャルの高まり～内閣府調査から～

○国・地方公共団体・民間団体・企業等

「災害時防災対策協定」等の締結

- ・国と地方公共団体との間における「災害時相互協力に関する申合わせ」や、道路管理者と建設業界団体・事業者における「災害時における災害応急対策業務に関する協定書」等の締結。

<参考事例・関東地方整備局>（管内事務所において締結している協定は除く）

- ・43 の協定を締結（災害応急対策・業務支援・放送要請・情報提供の各分野。平成24年3月21日時点。協定先が複数あるもの含む）。
- ・締結先は主に業界団体・地方公共団体。

○国土交通省

「関東防災連絡会」

概要

- ・災害時等における防災関係の行政機関及び公共機関（団体）の災害対策に関する情報の共有及び施策の連携、調整を行い、国民の生命・身体及び財産の保護に資することを目的。
- ・連絡会（年1回程度）や幹事会（年2～3回）を開催し、連携テーマの検討結果報告等を行う。

メンバー

- ・行政機関、地方行政機関、および公共機関（団体）、51 機関

警察庁 関東管区警察局、総務省 関東総合通信局、経済産業省 関東経済産業局、原子力安全・保安院 関東東北産業保安監督部、国土交通省 関東地方整備局、国土交通省 関東運輸局、国土交通省 東京航空局、国土地理院 関東地方測量部、気象庁 東京管区气象台、海上保安庁 第三管区海上保安本部、環境省 関東地方環境事務所、陸上自衛隊 東部方面総監部、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、東日本高速道路株式会社 関東支社、中日本高速道路株式会社 東京支社、中日本高速道路株式会社 八王子支社、首都高速道路株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、一般社団法人 日本民営鉄道協会、関東地区バス保安対策協議会、関東地区ハイヤー・タクシー協会 関東支部、社団法人 全国個人タクシー協会 関東支部、関東トラック協会、関東旅客船協会、関東倉庫協

会連合会、東京電力株式会社、一般社団法人 日本ガス協会 関東中央部会、一般社団法人 日本コミュニティーガス協会 関東支部、関東液化石油ガス協議会、全国石油商業組合連合会 関東支部、東日本電信電話株式会社、株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、社団法人 日本建設業連合会 関東支部、関東沿海海運組合

検討経緯

第1回（H23.10.27）

- ・運営要領（案）及び会長、副会長（案）について
- ・3.11 東日本大震災における災害対応上の課題
- ・連絡会における今後の取り組みの方向について
- ・関東防災連絡会の今後の進め方について 等

第2回（H24.8.3）

<議題>

- ・平成23年度関東防災連絡会活動報告
- ・関東防災連絡会新規参加機関について
- ・防災対策に係る意見交換
- ・平成24年度関東防災連絡会活動予定

<報告事項>

- ・災害に強い物流システムの構築（関東運輸局）
- ・首都直下地震発生時における船舶の活用（関東運輸局） 等

○国土交通省

「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」

概要

- ・緊急災害対策派遣隊（以下、TEC-FORCE）は、自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、従来その都度決定していた緊急支援の人員や資機材の派遣体制を、予め整え、迅速に被災地へ出動し、自治体等が行う被災状況の把握、被害の発生・拡大の防止、その他応急対策に関わる技術支援を行い、被災地の早期復旧につながる支援活動を行う。
- ・TEC-FORCE は、全国で3,281名、うち関東地方整備局では1,001名の隊員で構成されている。（平成24年4月1日現在）

最近の活動状況

○東日本大震災における全国からの支援体制（平成23年3月11日）

- ・平成23年3月11日より、災害対策支援を実施し、延べ18,115人。13都道府県、97市町村へ支援を実施。（平成24年2月5日時点）

○台風12号における近畿地方への派遣（平成23年9月9日）

- ・台風12号による近畿地方整備局管内の被災地にTEC-FORCEを9月9日から10月12日まで派遣。近畿地方整備局に2名、奈良県庁に1名、和歌山県庁に1名派遣。
- ・現地調査のために奈良県内に4班、和歌山県内に5班など、延べ602名を派遣。

○タイ王国への国際協力（平成23年11月1日）

- ・タイ王国では、50年に一度という豪雨により、北部、中部地方を中心として各地で洪水が発生し、多数の住民が避難するとともに、日系企業が多数入居する工業団地や、首都バンコクにおいても浸水被害が発生。
- ・11月1日、日本政府はタイ政府の要請を受けて国際協力機構（JICA）を通じ国際緊急援助隊の専門家チーム（排水ポンプ車チーム）の派遣を決定。
- ・排水ポンプ車10台（30m³/min/台）が初めて海外に派遣され、官民連携の排水ポンプ車チーム計51名（うち、5名が関東地方整備局職員）を派遣。（排水ポンプ車は、全て中部地方整備局の機材）

○全国知事会

「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（H24.5.18）

（広域応援）

第2条 全国知事会の調整の下、都道府県は被災県に対し、ブロックにおける支援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックにわたる全国的な広域応援を実施する。

2 都道府県は、相互扶助の精神に基づき、被災県の支援に最大限努めなくてはならない。

3 第1項による広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

4 都道府県は、第1項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努める。

メンバー

- ・北海道東北地方知事会（北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟県）
- ・関東地方知事会（東京都、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）

- ・中部圏知事会（富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、長野県、静岡県、福井県、滋賀県）
- ・近畿ブロック知事会（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県、鳥取県、徳島県）
- ・中国地方知事会（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
- ・四国知事会（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
- ・九州地方知事会（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県）

○関東地方知事会構成都県

「震災時等の相互応援に関する協定」（H16. 2. 24）

（応援の自主出動）

第6条 災害が発生し、被災した都県と連絡が取れない場合、他の都県は、速やかにその被害状況についてヘリコプター等による自主的な情報収集を行い、その情報を被災都県及び他の都県に提供するものとする。

2 前項の情報等により応援が必要と認められたときは、応援都県及び協力都県は、調整の上、自主的に応援活動に出動できるものとする。

3 応援都県は、前項による自主出動を実施した際には、被災都県に対して、出動の連絡を行うものとする。

4 応援都県及び協力都県は、自主的な応援活動のために職員を派遣する場合においては、派遣職員自らが消費又は使用する物資の携行その他自立的活動に努めるものとする。

（応援受入れ体制）

第7条 都県は、災害時における他の都県からの応援要員、応援物資等を受け入れるための施設、場所をあらかじめ定めておくものとする。

メンバー

- ・茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県

○茨城県、栃木県、群馬県、福島県、新潟県

「災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び新潟県 五県相互応援に関する協定」（H18. 7. 24）

（応援調整県の設置）

第3条 五県は、大規模災害時等に被災県が個別に応援要請の措置を講じられない場合も想定し、応援を実施する県（以下「応援県」という。）間の調整を

行うため、応援調整県をあらかじめ被災県ごとに定めておくものとする。

2 被災県と応援県との連絡調整は、原則として、応援調整県を経由して行うこととする。

（応援の自主出動）

第7条 応援調整県は、大規模な地震や武力攻撃その他により激甚な災害が発生した場合又は発生が予測される場合において、被災県と連絡が取れないとき又は応援の要請を待ついとまがないと認めたときは、ほかの応援県と協力して自主的に被災県の情報収集を行い、その結果をほかの応援県に提供するものとする。

2 応援調整県は、前項の情報収集結果を踏まえ、被災県に代わり必要な応援の要請を行うことができるものとする。

3 前項の応援要請は、被災県からの応援要請とみなす。

メンバー

・茨城県、栃木県、群馬県、福島県、新潟県

○九都県市首脳会議

「九都県市災害時相互応援に関する協定」（H22. 4. 1）

（応援調整都県市の設置）

第5条

九都県市は、被災都県市への効率的な応援を実施するため、その調整を行う応援調整都県市をあらかじめ定める。なお、設置に関して必要な事項は、別に定める実施細目による。

2 被災都県市と応援都県市の連絡調整は、原則として、前項に規定する都県市を経由して行う。

（平常時からの取組）

第8条

各都県市は、災害等の発生時における相互応援を円滑に行うため、平常時から連携して、次に掲げる取組を推進する。

（1）応援受入体制の整備

他の都県市からの応援物資及び派遣人員を受入れるための場所又は施設を定める。

（2）通信体制の整備

複数の通信体制を整備することにより、共通の連絡手段を確保するように努める。

（3）情報の共有

協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な情報を共有し、連携して対策を強化する。

(4) 訓練の実施

この協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練を実施する。

(5) その他

前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項。

メンバー

- ・埼玉県知事、千葉県知事、東京都知事、神奈川県知事、さいたま市長、千葉市長、横浜市長、川崎市長、相模原市長

○東京都、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市他 15 市

「20 大都市災害時相互応援に関する協定」(H22. 9. 30)

(実施)

第3条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 被災都市以外の都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。

3 自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。

4 自主出動した都市は、応援に必要な情報の収集をし、その情報を被災都市に提供する。また、応援活動にあたっては、自律的活動に努めるものとする。

メンバー

- ・東京都、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市

○首都圏県都市長懇話会

「首都圏県都市長懇話会」(第33回、H23. 11. 11)

- ・各市の災害状況や特色ある施策等について情報交換を行い、課題や今後の具体的な取組などについて議論を行った。その結果、今後起こりうる大規模災害に向けて、各市が情報を共有し連携していくことで合意した。

「災害時における相互援助に関する協定」(H8. 10. 23)

- ・被災県都独自では十分な救護等の応急措置が実施できない場合に、他の県都が相互に援助協力し、被災県都の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、協定を締結した。

(自主援助)

第3条 大規模災害の発生により、被災県都との連絡がとれない場合で、緊急に援助をすることが必要であると認められるときは、他の県都は自主的な判断に基づき必要な援助を行う。

2 自主援助した県都は、援助内容等を被災県都に速やかに連絡する。

3 自主援助した県都は、相互に協力して災害に係る情報を収集し、その情報を被災県都に提供する。

メンバー

- ・さいたま市、千葉市、横浜市、水戸市、甲府市、前橋市、宇都宮市、

○日本経済団体連合会

提言「災害に強い経済社会の構築に向けて」(H24.3.5)

- ・平時より緊急時における官民間の連携のあり方などについて協議しておくことが重要とし、災害時の協力体制や具体的な方法について地元自治体と協議するとともに、地域との共同での防災訓練や防災に係る協議会への参加など、地元自治体や地元企業との積極的な連携強化を図ることが重要であるとしている。

(官民の連携により取り組むべき課題)

○企業と地元自治体や地域との間での協力

大規模災害発生時の協力のあり方の取り決め、共同防災訓練の実施、防災に係る協議会への参加等

○電気ガス水道情報通信などライフラインに係る対応

施設・設備の平時よりの耐震化・水防対策の推進、発災後の復旧に向けた連携強化等

○「活かした情報」の有効活用

国等によるリアルタイムかつ一元的な被災などに係る情報の発信、情報収集・発信のための仕組みの構築等

○帰宅困難者対策

行政や企業等による滞在場所の提供、行政による滞在者・滞在場所提供者への情報提供と物資提供等

(4) 災害時広域医療体制の整備

主な実施主体		
国	各自治体	広域首都圏
○	○	○

(概要)

東日本大震災では、災害発生直後からDMAT(災害派遣医療チーム)が被災地へ参集し、広域医療が行われた。一方で、ドクターヘリの他県への派遣、搬送等に関する取り決めがないなど、被災した負傷者及び透析患者の搬送等において課題が挙げられた。また、被災地において行政部門が被災し、医療救護班等に対する指揮命令系統が十分に発揮できなかったことから、災害時広域医療体制を整備する必要がある。

【今後の取組みの方向性】

- ・厚生労働省の「災害医療等のあり方に関する検討会」の報告書にて、都道府県は、DMAT、中長期の医療体制等の整備するとともに、地域防災計画等と連携した実効性のある訓練を平時から実施することが重要であるとまとめられた。
- ・消防機関と医療機関の情報共有、ドクターヘリの導入と必要に応じた自治体間相互利用等を推進し、広域的な救急医療体制の整備を図っていく。
- ・各自治体は、地域防災計画等と連携した実効性のある訓練を実施する。

【主な取組み状況】

○厚生労働省

「災害医療等のあり方に関する検討会報告書」(H23.10)

- ・DMAT(災害派遣医療チーム)のあり方、広域医療搬送及びドクターヘリのあり方、中長期における医療提供体制が議論された。ドクターヘリについては、指揮命令系統の確立、災害時の役割などの課題が挙げられたが、今後厚生労働省が関係省庁・関係機関と連携し取り組んでいくこととされている。
- ・都道府県においては、災害拠点病院やEMIS、DMAT、中長期の医療体制等の整備を促進するとともに、地域防災計画等と連携した実効性のある訓練を平時から実施することなどが報告された。

○九都県市首脳会議

「九都県市災害時相互応援に関する協定」(H22.4.1)(再掲)

(5) 帰宅困難者対策

主な実施主体		
国	各自治体	広域首都圏
○	○	○

(概要)

東日本大震災では、首都圏においては鉄道の多くが運行を停止、道路において大規模な渋滞が発生し、多くの公共交通機関の運行に支障が生じた。その結果、首都圏では約515万人の帰宅困難者が発生し、対策を一層強化する必要性が顕在化した。震災時に発生する帰宅困難者は、都県を跨いで広域的に発生するため、関係機関と連携した支援対策、発生の抑制や統一ルールによる対応を図ることが必要である。

【今後の取組みの方向性】

- ・各構成機関が実施する「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知、安否確認手段の周知、備蓄の促進等帰宅困難者対策を推進する。
- ・東京都で平成24年3月に帰宅困難者対策条例が制定されたことを踏まえ、関係する自治体における、条例などの検討状況の把握に努めていく。

【主な取組み状況】

○九都県市首脳会議

「九都県市災害時相互応援に関する協定」(H22.4.1)(再掲)

「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」の締結(H23.9.1)

- ・九都県市では、コンビニエンスストア、ファーストフード、ファミリーレストランなどの事業者と帰宅困難者支援協定を締結し、大規模災害時の帰宅困難者支援対策を共同で取り組んでいる。
- ・また、この他にも各都県市では、個別にガソリンスタンド事業者等と帰宅困難者支援のための協定を締結しており、災害時の協力体制をとっている。
- ・本協定の締結事業者数は、平成23年9月1日時点で、22社、16,250箇所となっている。

(支援内容)

大規模災害により交通が途絶した際、徒歩帰宅者に対して以下の支援を行う。

- ①水道水やトイレを提供、
- ②ラジオやテレビ等で知り得た災害情報の提供、
- ③一時的に休憩の場を提供

本協定に賛同した店舗を「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを店舗の入り口等、利用者の見やすい位置に掲出する

(締結状況一覧)

○平成 17 年 8 月 31 日締結

1. 株式会社サークルKサンクス（サークルK、サンクス）
2. 株式会社スリーエフ（スリーエフ、キュウズマート）
3. 株式会社セブン-イレブンジャパン（セブン-イレブン）
4. 株式会社デイリーヤマザキ（デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア）
5. 株式会社ファミリーマート（ファミリーマート、am/pm）
6. ミニストップ株式会社（ミニストップ）
7. 株式会社ローソン（ローソン、ナチュラルローソン）
8. 株式会社吉野家（吉野家）

○平成 17 年 9 月 22 日締結

9. 国分グロースーズチェーン株式会社（コミュニティ・ストア）
10. 株式会社ココストア（ココストア）
11. 株式会社ポプラ（ポプラ、生活彩家）
12. 山田食品産業株式会社（山田うどん）

○平成 19 年 2 月 8 日締結

13. 株式会社セブン&アイフードシステムズ（デニーズ）
14. ロイヤルマネジメント株式会社（ロイヤルホスト、シズラー、公公婆婆）

○平成 20 年 6 月 11 日締結

15. 株式会社モスフードサービス（モスバーガー）

○平成 20 年 11 月 21 日締結

16. アールアンドケーフードサービス株式会社（シェーキーズ）

○平成 21 年 8 月 27 日締結

17. 株式会社九九プラス（SHOP 99、ローソンストア 100）

○平成 22 年 8 月 20 日締結

18. 株式会社壱番屋（カレーハウス C o C o 壱番屋）

○平成 23 年 6 月 20 日締結

19. ワタミ株式会社（和民、坐和民、和み亭、饗の屋、わたみんな家、ゴハン、炭旬、仰天酒場、TGI FRIDAY'S）
20. チムニー株式会社（はな（花）の舞、さかなや道場、王道、チムニー、やきとり道場、団欒炎、梅の木、知夢仁、麺丸・酒菜の二枚看板）

○平成 23 年 9 月 1 日締結

21. 株式会社第一興商（ビッグエコー、祭一丁&ビッグエコー）
22. 株式会社ビーアンドビィ（カラオケ館）

※この他、各都県市で個別にガソリンスタンドと協定を締結している。

また、東京都では都立学校を「帰宅支援ステーション」として指定し、神奈川県・横浜市・川崎市では、日産自動車系販売店等と協定を締結している。

○東京都

帰宅困難者対策条例の制定 東京都（H25.4月施行予定）

- ・平成23年3月11日の東日本大震災では、鉄道等の運行停止により、多くの帰宅困難者が発生し、駅周辺や道路が大変混雑した。
- ・首都直下地震等大規模災害が発生し、鉄道等の公共交通機関が当分の間、復旧の見通しが無い中、多くの人々が帰宅を開始しようとするれば、火災や建物倒壊等により、自ら危険にさらされるだけでなく、発災後に優先して実施しなければならない救助・救援活動等に支障が生じる可能性がある。
- ・こうしたことから東京都は、「自助」、「共助」、「公助」の考え方にに基づき、帰宅困難者対策を総合的に推進する条例を平成24年3月に制定し、平成25年4月から施行予定。

（条例のあらまし）

- ・事業者に従業者の一斉帰宅の抑制と従業者の三日分の食糧等の備蓄についての努力義務を課す。
- ・駅、集客施設等における利用者保護、学校等における児童、生徒等の安全確保の努力義務を課す。
- ・都と事業者等が連携協力して安否情報の確認、災害関連情報等の提供のための基盤整備等を行う。
- ・都立施設や都関連施設を一時滞在施設として指定するとともに、一時滞在施設の確保に向けて、国、区市町村、事業者に対して協力を求め、帰宅困難者を受け入れる体制を整備。
- ・代替輸送手段や災害時帰宅支援ステーションを確保するとともに、災害関連情報等を提供するなどして、安全かつ円滑な帰宅を支援。

（6）広域避難計画、支援体制の確立

（概要）

東日本大震災では、県境を超えた広域避難が発生したが、県外避難者の受け入れ体制、情報共有体制が整っておらず対応に苦慮したため、広域避難支援体制の整備とともに、広域避難をしている住民に対する、情報提供の仕組みも必要である。

主な実施主体		
国	各自治体	広域首都圏
○	○	○

【今後の取組みの方向性】

- ・防災・減災に関する自治体アンケート調査の結果でも、8割以上の自治体が応援協定の拡充の必要性を認識している。
- ・構成機関が締結している協定と広域的な連携・取組が必要な課題の関係を整理するとともに、相互応援協定等の締結及び充実、合同防災訓練の実施を推進する。

【主な取組み状況】

○内閣府・中央防災会議

災害時の避難に関する専門調査会（H22.4.21 中央防災会議において設置）

- ・専門調査会では、①避難の考え方、②避難所、③避難情報発令のための態勢整備、④防災・災害情報など、避難をめぐる様々な課題に対する対応策の検討を実施。全 8 回にわたる審議を経て、「災害時の避難に関する専門調査会報告」がとりまとめられた。（平成 24 年 3 月 29 日公表）。

○九都県市首脳会議

「九都県市災害時相互応援に関する協定」（H22.4.1）【再掲】

（７）応急仮設住宅建設等に関する事前検討、

広域連携体制の構築

（概要）

東日本大震災では、応急仮設住宅の建設にあたって、初動期の情報収集・人員体制、用地の確保、資材の確保、建物仕様と仕様の変更、建設事業者の確保などの対応に苦慮した。特に建設用地の確保にあたっては、インフラの整備状況、買い物、通院、通学等の利便性の確保、造成の難易等考慮のうえ、候補地の広域的な検討が必要である。

主な実施主体		
国	各自治体	広域首都圏
○	○	○

（８）空き家利用を含めた仮設住宅の供給方法の

検討・協議

（概要）

応急仮設住宅の供給にあたっては、建設、公的賃貸住宅の活用によるほか、民間賃貸住宅の既存ストックを活用した応急仮設住宅の円滑な供給に向けて、民間不動産団体との協定の締結など連携に向けた取組みが必要である。

主な実施主体		
国	各自治体	広域首都圏
○	○	○

【今後の取組みの方向性】

- ・応急仮設住宅の仕様、建設事業者や関係者の役割分担を含めた供給体制等の検証が必要であったことから、国土交通省等で今後の応急仮設住宅の建設のあり方の検証を実施し、「応急仮設住宅建設必携」（中間とりまとめ）がとりまとめられた。
- ・各都道府県においても、各地域の災害等を想定した独自の応急仮設住宅に関するマニュアル等の見直し・整備状況の把握に努めていく。
- ・民間賃貸住宅のストックを応急仮設住宅として借り上げる際、提供可能な住宅の把握や契約等の事務処理に時間を要したなど課題もあったため、国において災害時の民間賃貸住宅の協定に関する事項など中間的とりまとめがおこなわれた。
- ・応急仮設住宅として民間賃貸住宅を活用し、災害時に円滑に提供できるよう関係団体との協定締結、地域の実情を踏まえた相互応援協定等の締結及び充実を促進

する。なお、災害時における法律の要件緩和等については、関係省にて検討中であるため、検討状況を把握していく。

【主な取組み状況】

○厚生労働省

「応急仮設住宅の居住環境等に関するプロジェクトチーム」(H23. 8. 4)

- ・新たに建設された応急仮設住宅の居住環境を中心とした居住者の状況を踏まえた課題を把握するとともに、必要に応じて講ずべき対応等について、関係省庁間で連絡・調整を図りつつ整理する。

- ・「応急仮設住宅の居住環境等に関するプロジェクトチーム」

(座長) 厚生労働副大臣

(メンバー) 内閣府大臣政務官

東日本大震災復興対策本部事務局次長

内閣府政策統括官(防災担当)

厚生労働省社会・援護局長

国土交通省住宅局長

岩手県東京事務所長

宮城県東京事務所長

福島県東京事務所長

検討経緯

(検討会と議題)

第1回(H23. 8. 4) :

- ・応急仮設住宅の居住環境等に関する課題把握のための調査について 等

第2回(H23. 9. 30) :

- ・応急仮設住宅の居住環境等に関するアンケート調査結果について 等

第3回(H23. 10. 21) :

- ・応急仮設住宅の居住環境等に関するアンケート調査結果を踏まえた対応について(中間報告書)(案) 等

第4回(H23. 12. 13) :

- ・応急仮設住宅における居住環境等(ハード面)の改善対策の進捗状況
- ・応急仮設住宅における居住環境等(ソフト面)の課題解消に向けた取組の進捗状況
- ・自治会の設立状況等

○国土交通省

「応急仮設住宅の検証のための都道府県ワーキンググループ」

- ・今回の仮設住宅建設の経過等について都道府県の住宅部局を対象に報告会を開催。(H23. 11. 18)。
- ・ 応急仮設住宅の仕様、建設事業者や関係者の役割分担を含めた供給体制等の検証が必要であったことから、都道府県建築住宅部局と国土交通省等（厚生労働省オブザーバー）でワーキンググループを設置し、今後の応急仮設住宅の建設のあり方の検証を実施し、「応急仮設住宅建設必携」（中間とりまとめ）が作成された。(H24. 5. 21)

【主な内容】

(1) 平常時からの準備

- ・被害想定に基づく応急仮設住宅の必要戸数の想定等
- ・想定必要戸数に応じた建設候補地の確保
- ・標準仕様の設定
- ・建設事業者等との協定・発注準備
- ・関係者間の役割分担、情報連絡体制の整理
- ・コミュニティ・要配慮者等への配慮方針の整理
- ・資材等の提供の申し出への対応方針の整理
- ・建設段階の進捗管理の情報
- ・建設後のフォロー業務の整理
- ・応援部隊の受け入れ方法、派遣、調整
- ・定期的な情報更新・事前訓練等の実施

(2) 災害時における対応

- ・初動(発災当日から数日)
- ・必要戸数の推定と要請
- ・建設事業者の確定・発注
- ・用地の確定
- ・発注仕様の確定、資材不足等への対応
- ・進捗管理、検査、引き渡し等、建設後対応等
- ・個人情報の管理

○国土交通省・厚生労働省

「災害時の民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定等」について

- ・東日本大震災においては、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借り上げ、被災者の仮住まいとして提供する取組みがかつてない規模で実施された。
- ・このため、都道府県及び関係団体等関係者からなる検討会を設置し、今回の被災県での取組み等を踏まえ、災害時における被災者への民間賃貸住宅の確保及び提供に関し、あらかじめ都道府県と関係団体間で締結する協定等において定めておくことが望ましい事項の参考例を中間的にとりまとめた。

○九都県市首脳会議

「九都県市災害時相互応援に関する協定」(H22.4.1)(再掲)

(9) 災害時食糧供給体制、燃料供給体制の構築に関する 国への要請

(概要)

食料・燃料の輸送ルートと優先確保などについて、あらかじめ関係機関と連携した、災害時における食糧・燃料の確保、供給体制に関する計画が必要である。

主な実施主体		
国	各自治体	広域首都圏
○	○	○

【今後の取組みの方向性】

- ・構成機関が締結している協定と広域的な連携・取組が必要な課題の関係を整理するとともに、相互応援協定等の締結及び充実を推進する。

【主な取組み状況】

○内閣府・中央防災会議

「首都直下地震に係る首都中枢機能確保検討会」(H24.3)

- ・首都直下地震対策について、対策のマスタープランとして「首都直下地震対策大綱」が中央防災会議において決定され、同大綱等に基づき、対策を進めてきた。首都中枢機能についても、今般の東日本大震災発生時の対応状況等を踏まえ、首都直下地震発生時の対応をさらに充実・強化するため検討会を設置し報告をとりまとめた(平成24年3月6日公表)。

(報告書概要)

1. 現在の首都直下地震対策の評価・問題意識
2. 今後の対策の基本的視点
 - ー被害想定シナリオの抜本的見直し
 - ー首都中枢機能維持のための政府全体としての業務継続計画の確立

- －脆弱点発見のための評価・検証の仕組みの確立
- －官民一体となった様々な主体間の連携体制の強化
- －実践を想定した訓練体系の整備
- 3. 対策確立に向けたプログラム：政府全体の推進体制のあり方
- 4. 首都直下地震対策推進のための今後への課題

○九都県市首脳会議

「九都県市災害時相互応援に関する協定」(H22.4.1)【再掲】

(10) 災害廃棄物の広域処理

主な実施主体		
国	各自治体	広域首都圏
○	○	○

(概要)

東日本大震災では、大量の災害廃棄物が発生し、被害の大きかった自治体では、仮置き場、収集運搬車、作業員等の確保が困難な状況であった。被災自治体だけでは対応が困難であることから、他の自治体等への協力体制(広域処理体制)を構築する必要がある。

【今後の取組みの方向性】

- ・東日本大震災では、大量の災害廃棄物が発生したことから、環境省では国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例などを定めた東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法を施行するなどして取り組んできた。
- ・環境省では、東日本大震災における廃棄物処理の実態、課題等を把握・整理するなどして、災害廃棄物の処理方法、地方自治体への支援方法等を検証し、広域処理の円滑化を図る観点から震災廃棄物対策指針(平成10年10月(阪神淡路大震災後)策定)の見直しに取り組んでいく。
- ・構成機関が締結している協定と広域的な連携・取組が必要な課題の関係を整理するとともに、相互応援協定等の締結及び充実を推進する。

【主な取組み状況】

○環境省

東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)(H23.5.16)

(2) 広域処理の必要性

- ・東日本大震災は膨大な量の災害廃棄物が発生しているが、被災地では処理能力が不足していることから、被災地以外の施設を活用した広域処理も必要。
- ・広域処理は費用効率的となる場合があり、処理の選択肢を多くする観点から、促進を図ることが必要。
- ・国は、県外の自治体や民間事業者の処理施設に係る情報提供等を実施。県・

市町村は、これを踏まえ広域処理を推進。

「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン」
(H23. 8. 11)

- ・ 災害廃棄物の広域処理について
- ・ 「広域処理情報サイト」を開設し、災害廃棄物の処理に関する情報提供を行っている。

○九都県市首脳会議

「九都県市災害時相互応援に関する協定」(H22. 4. 1)【再掲】

○埼玉県清掃行政研究協議会

「災害廃棄物等の処理に関する相互支援」(H20. 7. 15)

- ・ 災害時におけるがれき処理や公共ごみ処理施設の破損により行き場を失った生活ごみの受け入れなど市町村間の相互支援体制を構築。

メンバー

- ・ 県内の市町村及び一部事務組合の代表者並びに埼玉県環境部資源循環推進課長

「災害廃棄物等の処理の協力に関する協定」(H22. 5)

- ・ 災害時、埼玉県清掃行政研究協議会が埼玉県一般廃棄物連合会に災害廃棄物等の撤去、収集・運搬、処分の協力要請を行う。

メンバー

- ・ 県内の市町村及び一部事務組合の代表者並びに埼玉県環境部資源循環推進課長

(11) 震災復興、緊急援助等に係る人的支援

(概要)

東日本大震災では、自治体間において、重複した要請や支援があった。災害査定や速やかな情報収集等、効率的な人的支援体制の構築が必要である。

主な実施主体		
国	各自治体	広域首都圏
○	○	○

【今後の取組みの方向性】

- ・ 東日本大震災では、総務省から各自治体宛に被災公共団体に対する人的支援の要請が行われた。また、平成 24 年 3 月の「首都直下地震に係る首都中枢機能確保検討報告書」でも、地方公共団体の職員間、業界間など多様なレベルでの人的支援体制が事前に構築されることが望ましいとまとめられている。
- ・ そのため、構成機関が締結している協定と広域的な連携・取組が必要な課題の関係を整理するとともに、相互応援協定等の締結及び充実を推進する。

【主な取組み状況】

○内閣府・中央防災会議

「首都直下地震に係る首都中枢機能確保検討会」報告書（H24. 3）（再掲）

○総務省

東北地方太平洋沖地震に係る被災地方公共団体に対する人的支援について（H23. 3. 22）

- ・総務省より各都道府県知事及び各指定都市市長あてに、職員の派遣についての支援・協力を依頼する通知を発出。

東北地方太平洋沖地震に係る人的支援の要望について（H23. 3. 22）

- ・総務省より青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県あてに、人的支援の要望を把握するための事務連絡を発出。

○全国知事会

全国知事会における緊急広域災害応援について（H23. 3. 12）

- ・「全国知事会緊急広域災害対策本部」を設置し、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」の趣旨を踏まえ、被災者の救援・救護にかかる人員の派遣や資機材及び物資の提供などの広域応援を実施。

○九都県市首脳会議

「九都県市災害時相互応援に関する協定」（H22. 4. 1）【再掲】

(12) 災害時の交通手段の代替性確保

(13) 災害時の緊急交通路の広域レベルでの確保

(14) 道路ネットワークの代替性・多重性確保

（概要）

災害時の交通手段の代替性等について地域防災計画で記載している自治体は約 3 割にとどまる。広域的な被災地支援のための人材・物資の緊急輸送やリダンダンシー機能を発揮するため、代替性・多重性が確保された道路網の整備を図り、救援・救護、救出活動の体制整備とともに、緊急輸送ネットワークを構築することが必要である。

主な実施主体		
国	各自治体	広域首都圏
○	○	○

【今後の取組みの方向性】

- ・第 61 回九都県市首脳会議（平成 24 年 5 月 16 日）において、首都圏 3 環状道路などの早期整備などを内容とする「首都圏 3 環状道路の整備による首都圏の災害

対応力強化について」の意見がとりまとめられ、その中で、道路ネットワークの代替性の確保が求められている。

- ・そのため、陸海空が連携した緊急輸送の交通確保を図ることができるよう、関係機関との連携を強化し、首都圏三環状道路等の高規格幹線道路等の整備、橋梁の耐震化等の緊急輸送道路の整備、海運、河川等における舟運のネットワークの整備、航空輸送のためのヘリポートの確保、国際物流機能を維持するための国際海上コンテナターミナルの整備を推進する。

【主な取組み状況】

○国土交通省

「防災対策推進検討会議中間報告への取組み」

- ・中央防災会議の専門調査会である「防災対策推進検討会議」の中間報告（平成24年3月7日公表）を受け、政府として「防災対策の充実・強化に向けた当面の取組方針（平成24年3月29日）」を定め、対策の充実・強化を図っている。
- ・第7回検討会議にて国土交通省より「防災対策推進検討会議中間報告への取組み（平成24年4月18日）」を報告し、今後の取組みを公表。

（防災対策推進検討会議（第7回） 資料4 国土交通省提出資料）

②陸海空が連携した緊急輸送のための交通の確保

（②－1 災害に強い道路ネットワークの整備）

【これまでの取組み】

- 安全で信頼性が高く、被災後の早期啓開・復旧が可能な道路ネットワークを確保するとともに、道路斜面等の防災対策や橋梁の耐震対策を推進。

【今後の取組み】

- 今後、高速道路ミッシングリンクの解消等による道路ネットワーク強化を推進。

（②－2 災害に強い臨海部の産業・物流機能の強化）

【これまでの取組み】

- 港湾の耐震性・耐津波性の強化を推進するとともに、全国的な広域支援体制に不可欠となる広域防災拠点の整備を行っている。
- 非常時のサプライチェーンを確保するため、立地企業の事業継続計画（BCP）と港湾BCPを連携して見直しを検討。

【今後の取組み】

- 全国的な観点からの「港湾における総合的な地震・津波対策のあり方」をとりまとめ、ソフト・ハード両面からの対策を推進。
- 臨海工業地帯では、大規模地震時に老朽化した護岸の被災による航路閉塞

等が懸念されるため、液状化対策による被害の発生防止を検討。

○九都県市首脳会議

首都圏三環状道路の整備による首都圏の災害対応力強化について

- ・第 61 回九都県市首脳会議（平成 24 年 5 月 16 日）において、首都圏三環状道路の整備等による首都圏の災害対応力強化について、国へ要望が実施された。

（要望内容）

- ①首都圏三環状道路並びに、高速横浜環状北線及び北西線の早期整備を図る。
- ②首都圏中央連絡自動車道で開通目標が明確でない区間については、早期完成に向け、より一層の整備を推進。
- ③東京外かく環状道路の常磐自動車道・東関東自動車道間については、開通目標に向け、早期整備を図る。また、関越自動車道・東名高速道路間については、予定どおり確実に完成させるとともに、東名高速道路以南についても、計画の早期具体化を図ること。
- ④基幹的広域防災拠点を新たに複数整備し、首都圏三環状道路をはじめとしたネットワークにより広域的連携を図る。

(15) 道路啓開作業における官民連携

（概要）

東日本大震災では、道路啓開、救助及び瓦礫集積の3つの作業が、同一地域内で同時並行して実施される事態となった。これら作業を効果的に実施するためには、官民の連携を密に図っていく必要がある。

主な実施主体		
国	各自治体	広域首都圏
○	○	○

【今後の取組みの方向性】

- ・道路啓開作業のための官民連携を強化するため、相互応援協定等の締結及び充実、合同防災訓練の実施を推進する。

【主な取組み状況】

○国・地方公共団体・民間団体・企業等

「災害時防災対策協定」等の締結（再掲）

○国土交通省

「高速道路のあり方検討有識者委員会」

- ・同委員会により、「東日本大震災を踏まえた緊急提言（平成 23 年 7 月 14 日）」を公表（東日本大震災を受けて、緊急的に実施すべき高速道路政策をとりまとめたもの）。

- ・東日本大震災における総括と教訓で、「評価すべき点」として、以下を例示
『広域的な視点から復旧活動を展開し、早期に輸送路を確保
①東北道等の高速道路は、1日で応急復旧し緊急輸送路として機能
②東北地方整備局が中心となり、広域的な視点からの「くしの歯」作戦を展開、沿岸地域への道路を早期に啓開・復旧』
一方「課題」として、以下の点を例示
『国・地方公共団体などが連携した被災者や物資輸送者への交通関係情報の提供に課題
①大震災直後は、各管理者から別々に通行止め情報等が提供されたため、被災地までの輸送ルートを選定が困難な状況』

(16) 帰宅困難者や広域避難者等、個人に向けた 情報提供体制の構築

(概要)

東日本大震災では、テレビ、ラジオ、県ホームページによる情報が駅周辺に滞留する帰宅困難者へ伝わりにくいなどの状況が生じた。帰宅困難者に対する情報提供の方法を確立する必要がある。また、市町村・都道府県の範囲を超えた広域避難をしている住民へ、等しく正しい情報を届ける仕組みが必要である。

主な実施主体		
国	各自治体	広域首都圏
○	○	○

【今後の取組みの方向性】

- ・各構成機関が実施する「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知、安否確認手段の周知、備蓄の促進等帰宅困難者対策を推進する。
- ・相互応援協定等の締結及び充実、合同防災訓練の実施、通信等のライフラインの耐震化や都市公園等の防災拠点の整備を推進する。
- ・「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会」（座長：桜井俊総務省総合通信基盤局長）における、基地局や中継局が被災した場合における通信手段の在り方の検討を踏まえ、総務省関東総合通信局は被災地や避難場所における通信手段の確保・提供に向け、災害用移動通信機器、電源車の貸与の周知に取り組んでいく。

【主な取組み状況】

○総務省

「全国避難者情報システム」

- ・東日本大震災等により、多くの住民が全国各地に避難しており、住所地の市町村や県では、避難者の所在地等の情報把握が課題。
- ・そこで、避難者から避難先の市町村へ任意に提出された、避難者の所在地等の情報を避難元の県や市町村へ提供し、当該情報に基づき、避難元の県や市町村が避

- 難者への情報提供等を行う「全国避難者情報システム」を構築することとした。
- ・関係地方公共団体の協力について、平成 23 年 4 月 12 日付けで各都道府県あてに通知。
 - ・「全国避難者情報システム」について、全国 1, 739 の市町村（特別区を含む）で、平成 23 年 4 月 25 日までに、避難されている方からの情報提供の受付が開始。

「大規模災害など緊急事態における通信確保のあり方に関する検討会」(H23. 12)

- ・東日本大震災において、通信インフラに広範囲にわたる輻輳や通信途絶等の状態が生じたこと等を踏まえ、震災からの速やかな復旧・復興を図るとともに、今後の大規模災害に対応できるよう、緊急事態における ICT をめぐる様々な課題のうち、「通信手段の確保」に焦点を当て、その在り方について検討が行われた。
- ・第 1 ～ 7 回会合における議論や各主体における取組を踏まえて最終取りまとめが行われ、最終章において「アクションプラン」として、今後取り組むべき事項の整理がされている。（平成 23 年 12 月 28 日公表）。

（最終とりまとめ概要）

1. 緊急時の輻輳状態への対応の在り方
2. 基地局や中継局が被災した場合等における通信手段確保の在り方
3. 今回の震災を踏まえた今後のネットワークインフラの在り方
4. 今回の震災を踏まえた今後のインターネット利用の在り方
5. アクションプラン

（国・電気通信事業者等の各主体が今後取り組むべき事項を整理）

○埼玉県

広域避難者の所在地等の情報を受け付ける窓口開設。

- ・避難者に対する就業支援、避難者の保健医療について県 HP で常時アクセス可能。

●避難されている方への情報提供

一時避難場所の提供及び住宅支援情報

避難者への一時避難場所の提供について

東日本大震災被災者への県営住宅等の提供（随時募集）について

東日本大震災に係る応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げについて

その他の支援情報

埼玉県に避難した方の所在地等の情報を受け付ける県内市町村窓口の開設

避難者に対する就業支援のご案内について

被災された企業の一時避難の支援について
 東日本大震災の被災者の方々に対する県税の取扱いについて
 東日本大震災 農林業関係支援情報ポータルサイト
 県内へ避難されたがん患者のための緩和ケア受入れについて
 被災された方の保険医療の取扱いについて
 避難所等におけるペット動物の飼育等に関するご相談について
 外国元首等からのお見舞い（被災された皆様へ）

(17) 津波対策の検討・実施

(21) 都県に跨る広域的な津波対策、海岸保全対策

(概要)

東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超えた巨大な地震・津波により、甚大な人的・物的被害が発生した。しかし、津波ハザードマップを策定済・見直し中・見直し予定・新規策定中とした自治体は全体の2割であった。（策定対象外、無回答を除くと約5割が策定済・見直し中・見直し予定・新規策定中。）このことから、各自治体では、国が策定したマニュアルに基づき、津波ハザードマップの策定を推進し、ハードとソフトを組み合わせた対策が必要である。

主な実施主体		
国	各自治体	広域首都圏
○	○	○

【今後の取組みの方向性】

- ・ 海岸保全施設の整備や耐震化・老朽化対策を推進するとともに、開口部の水門等の自動化・遠隔操作化等を推進する。
- ・ 津波ハザードマップの作成・活用、津波に関する情報の迅速かつ的確な提供等に取り組むほか、津波防災教育や津波防災訓練の実施等啓発活動を推進する。
- ・ 都県が設定する国土交通省の公表した基本的な指針に基づいた津波浸水想定住民等への周知状況や各自治体の実施する津波浸水想定を踏まえた津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）策定状況の把握に努め、取組み内容について連携を図っていく。

【主な取組み状況】

○国土交通省

「津波防災地域づくりに関する法律」制定（H23. 12. 14）

「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」決定（H23. 12. 27）

- ・ 東北地方太平洋沖地震の津波による甚大な被害を踏まえ、将来を見据えた津波災害に強い地域づくりを被災地はもちろん全国で推進する必要がある。国土交通省においては、平成23年7月6日の社会資本整備審議会・交通政策審議会計画部会による緊急提言や政府の東日本大震災からの復興の基本方針等を踏まえ、「な

んとしても人命を守る」という考え方により、ハード・ソフト施策を総動員し、多重防御による津波防災地域づくりを推進するための制度を検討し、「津波防災地域づくりに関する法律」及び「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」を定めた。

（津波防災地域づくりに関する法律）

（概要）

基本指針（国土交通大臣）

津波浸水想定の設定

都道府県知事は、基本指針に基づき、津波浸水想定（津波により浸水するおそれがある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深）を設定し、公表する。

推進計画の作成

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成することができる。

津波防護施設の管理等

都道府県知事又は市町村長は、盛土構造物、閘門等の津波防護施設の新設、改良その他の管理を行う。

津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定

- ・ 都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定することができる。
- ・ 都道府県知事は、警戒区域のうち、津波災害から住民の生命及び身体を保護するために一定の開 発行為及び建築を制限すべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定することができる。

（基本指針の概要）

1. 津波防災地域づくりの推進に関する基本的な事項

- 東日本大震災の経験や津波対策推進法を踏まえた対応
- 最大クラスの津波が発生した際も「なんとしても人命を守る」
- ハード・ソフトの施策を総動員させる「多重防御」
- 地域活性化も含めた総合的な地域づくりの中で効果的に推進
- 津波に対する住民等の意識を常に高く保つよう努力

2. 基礎調査について指針となるべき事項

- 津波対策の基礎となる津波浸水想定の設定等のための調査
- 都道府県が、国・市町村と連携・協力して計画的に実施

○ 海域・陸域の地形、過去に発生した地震・津波に係る地質等、土地利用の状況等を調査

○ 広域的な見地から必要なもの（航空レーザ測量等）については国が実施

3. 津波浸水想定の設定について指針となるべき事項

○ 都道府県知事が、最大クラスの津波を想定し、悪条件下を前提に浸水の区域及び水深を設定

○ 津波浸水シミュレーションに必要な断層モデルは、中央防災会議等の検討結果を参考に国が提示

○ 中央防災会議等で断層モデルが検討されていない海域でも、今後、過去の津波の痕跡調査等を実施し、逆算して断層モデルを設定

○ 広報、印刷物配布、インターネット等により、住民等に十分周知

4. 推進計画の作成について指針となるべき事項

○ 市町村が、ハード・ソフトの施策を組み合わせ、津波防災地域づくりの姿を地域の実情に応じて総合的に描く

○ 既存のまちづくりに関する方針等との整合性を図る

○ ハード事業と警戒区域の指定等のソフト施策を効果的に連携

○ 効率性を考えた津波防護施設の整備

○ 防災性と生活の利便性を備えた市街地の形成

○ 民間施設も活用して避難施設を効率的に確保

○ 記載する事業等の関係者とは、協議会も活用して十分に調整

○ 対策に必要な期間を考慮して将来の危機に対し効果的に対応

5. 警戒区域・特別警戒区域の指定について指針となるべき事項

<津波災害警戒区域>

○ 住民等が津波から「逃げる」ことができるよう警戒避難体制を特に整備するため、都道府県知事が指定する区域

○ 避難施設や特別警戒区域内の制限用途の建築物に制限を加える際の基準となる水位（基準水位）の公示

○ 警戒区域内で市町村が以下を措置。

- － 実践的な内容を盛り込んだ市町村防災計画の作成・避難訓練の実施
- － 住民の協力等による津波ハザードマップの作成・周知
- － 指定・管理協定により、地域の実情に応じて避難施設を確保
- － 社会福祉施設等で避難確保計画の作成・避難訓練の実施

<津波災害特別警戒区域>

○ 防災上の配慮を要する者等が建築物の中に居ても津波を「避ける」ことができるよう、都道府県知事が指定する区域

○ 生命・身体に著しい危害が生ずる恐れがあり、一定の建築行為・開発行為

を制限すべき区域を指定

○ 指定の際には、公衆への縦覧、関係市町村の意見聴取等により、地域の実情を勘案し、地域住民の理解を深めつつ実施

○千葉県、東京都、神奈川県

「東京湾沿岸海岸保全基本計画」

- ・ 千葉県、東京都、神奈川県の1都2県共同で平成16年8月に策定
- ・ 海岸法の規定、海岸保全基本方針の沿岸区分に基づき、「東京湾沿岸」の海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本計画として、千葉県知事、東京都知事および神奈川県知事が共同で環境・利用も含めた海岸保全の基本事項や海岸保全施設の整備に関する事項等を定めたもの。

(海岸保全の基本理念と目標)

【防護】安全で安心な暮らしを提供する海岸づくり

気象や地形、背後地の特性に応じて、防護・環境・利用の整合を図り、適切な海岸保全施設の整備を計画的に実施していきます。また、実施にあたっては、住民の方々や、区市町村などと情報や意見交換を行い、連携・協力してよりよい海岸づくりを行っていきます。

【環境】自然と共生した美しい海岸づくり

東京湾に現存する砂浜・干潟・浅場・藻場は、動植物にとって貴重な生息環境であるため、その保全・再生に努めます。また、地域と一体となった海岸の美化活動を積極的に推進し、利用者のモラル向上、海岸愛護思想の普及や環境意識の向上を図っていきます。

【利用】人にやさしく快適で活力のある海岸づくり

気象や地形、背後地の特性に応じて、防護・環境・利用の整合を図り、適切な海岸保全施設の整備を計画的に実施していきます。また、実施にあたっては、住民の方々や、区市町村などと情報や意見交換を行い、連携・協力してよりよい海岸づくりを行っていきます。

○神奈川県

「津波浸水予測図」作成（H24.3.30）

- ・ 県の津波対策を検討するため、「神奈川県津波対策推進会議」の下に「津波浸水想定検討部会」を設置し、技術的見地から現在想定している津波の規模、浸水範囲等について再検証し予測図を公表した（H24.3.30）。また、津波ハザードマップ作成の手引き（改訂版）を作成し、市町へ提供した。

(18) 災害時における高速道路の緊急マネジメント体制
の確立

主な実施主体		
国	各自治体	広域首都圏
○		○

(概要)

災害時において、迅速かつ一元的な災害対応や復旧のためには、連携体制、情報共有を図り、高速道路の緊急マネジメント体制を確立に向け、取り組んでいく必要がある。

【今後の取組みの方向性】

- ・平成 23 年 5 月の九都県市首脳会議の「平時かつ災害時に機能する首都圏の高速道路ネットワークの実現についての提言」にて災害時の高速道路ネットワークの緊急マネジメント体制のための連携が求められている。
- ・相互応援協定等の締結及び充実、合同防災訓練の実施を推進する。

【主な取組み状況】

○九都県市首脳会議

「平時かつ災害時に機能する首都圏の高速道路ネットワークの実現についての提言」

- ・第 59 回九都県市首脳会議（平成 23 年 5 月 30 日）において、「平時かつ災害時に機能する首都圏の高速道路ネットワークの実現についての提言」がとりまとめられ、国に提出された。

(提言概要)

- ①東京外かく環状道路や首都圏中央連絡自動車道などの事業中区間の早期完成、横浜環状北西線の早期事業化、東京外かく環状道路の東名高速道路以南などの計画の早期具体化
- ②一体的な料金体系の構築
- ③災害時において、九都県市と高速道路会社 3 社、国が一体となり、首都圏の高速道路ネットワークの迅速な復旧と復旧進度に応じた緊急マネジメントが円滑に行える体制を早急に確立するため、九都県市と連携を図ること。

(19) 民間のノウハウを活用した支援物資物流

(20) 災害に強い物流システム（ネットワークと拠点）

の構築

（概要）

東日本大震災では、輸送機能の不全、集積施設の不足、物流業務に精通していない者による物流管理による物資の滞留が発生した。このことから、民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システム構築が必要である。また、物流拠点が被災した場合の代替機能や緊急支援物資の輸送ルートの確保とともに、被災地域内外の企業の経済活動（輸出入手段等）を確保するために、災害時における広域物流ネットワークを構築する必要がある。

主な実施主体		
国	各自治体	広域首都圏
○	○	○

【今後の取組みの方向性】

- ・ 陸海空が連携した緊急輸送の交通確保のため、首都圏三環状道路等の高規格幹線道路等の整備、橋梁の耐震化等の緊急輸送道路の整備、海運、河川等における舟運のネットワークの整備、航空輸送のためのヘリポートの確保、国際物流機能を維持するための国際海上コンテナターミナルの整備、相互応援協定等の締結及び充実に推進する。
- ・ また、国土交通省では「東日本大震災からの復興の基本方針」を踏まえ、「民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会」を設置しており、協議会で取りまとめた内容について、実効性を持たせるとともに、効率的・効果的な支援物流システムを目指すため、訓練シナリオの作成及び実証訓練の実施、災害時協力協定の締結及び見直しの推進、関係者間の連携体制づくり、リストアップした民間物資拠点の更新について取り組んでいく。

【主な取組み状況】

○国土交通省

「『支援物資物流システムの基本的な考え方』に関するアドバイザリー会議」

- ・ 国土交通省では、「東日本大震災からの復興の基本方針（平成 23 年 7 月 29 日）」において、「類似災害に備えての倉庫、トラック、外航・内航海運等の事業者など民間のノウハウや施設の活用などソフト面を重視した災害ロジスティクスの構築」が謳われたことを踏まえ、「支援物資物流システムの基本的な考え方」を策定することとなった。

そのため、有識者からなるアドバイザリー会議を開催し、支援物資について幅広く議論を行い「『支援物資物流システムの基本的な考え方』に関するアドバイザリー会議」報告書を取りまとめた（平成 23 年 12 月 2 日）。

「民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会」

- ・国土交通省では「東日本大震災からの復興の基本方針（平成 23 年 7 月 29 日）」を踏まえ、全国 4 ブロック（首都直下・東海・東南海・南海地震の被害想定地域）において、「民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会」を設置し、今後の支援物資物流のあり方について取りまとめを行った（平成 24 年 3 月 9 日）。
- ・今後は、効率的・効果的な支援物資物流を目指すため、訓練シナリオを作成し、実証訓練を実施する他、災害時協力協定の締結及び見直しの推進、リストアップした民間物資拠点の更新、他の輸送モード、並びに、発注様式の標準化や燃料確保のあり方等について検討することとし、協議会の継続を確認した。

<平成 23 年度取りまとめ概要（関東ブロック）>

- ・民間物資拠点のリストアップ
（公共施設等の物資拠点に加え、民間物資拠点をあらかじめリストアップ）
- ・官民連携・協力体制の構築
（災害時に、都府県災害対策本部において支援物資物流に関する専門的な組織（緊急物資輸送チーム）を編成し、支援物資輸送に関する情報の一元的管理を行うこと、同本部におけるオペレーションや物資拠点の運営に物流専門家（物流事業者）が参画すること、広域的・専門的な観点から民間物資拠点の選定について同本部への助言を行うなど官民の連携・協力体制を構築すること）
- ・官民の協力協定の締結・充実の推進
（協定に災害対策本部への物流専門家の派遣や物資の保管、物資拠点の運営等に関することを盛り込む等）

メンバー

学識経験者、関係自治体、物流団体（倉庫協会・トラック協会）、物流事業者、及び国土交通省

流通経済大学流通情報学部 教授、茨城県生活環境部 危機管理監、栃木県県民生活部 危機管理監、群馬県総務部 危機管理監、埼玉県危機管理防災部 危機管理防災部長、千葉県防災危機管理監 防災危機管理監、東京都総務局総合防災部 企画調整担当部長、神奈川県安全防災局危機管理部 危機管理部長、山梨県総務部 防災危機管理監、さいたま市総務局危機管理部 危機管理部長、千葉市総務局市長公室 市長公室長、横浜市消防局危機管理室 危機管理部長、川崎市総務局危機管理室 危機管理室長、相模原市危機管理監 危機管理監、茨城県倉庫協会 会長、栃木県倉庫協会 会長、群馬県倉庫協会 会長、埼玉県倉庫協会 会長、千葉県倉庫協会 会長、東京

倉庫協会 会長、神奈川県倉庫協会 会長、山梨県倉庫協会 会長、茨城県トラック協会 専務理事、栃木県トラック協会 専務理事、群馬県トラック協会 専務理事、埼玉県トラック協会 専務理事、千葉県トラック協会 専務理事、東京都トラック協会 専務理事、神奈川県トラック協会 専務理事、山梨県トラック協会 専務理事、日本自動車ターミナル株式会社 取締役総務部長、日本通運株式会社東京統括支店 課長（業務・CSR）、ヤマト運輸株式会社 CSR推進部長、佐川急便株式会社 環境推進担当部長、国土交通省 大臣官房参事官（物流産業）、国土交通省 自動車局貨物課長、国土交通省 関東運輸局 交通環境部長、国土交通省 関東運輸局 自動車交通部長

検討経緯

第1回（H23.12.12）

- （1）東日本大震災における支援物資物流の状況及び問題点について
 - ① 災害に強い物流システム構築事業
 - ② 東日本大震災の経験を踏まえた支援物資物流の課題等
- （2）各都県・政令市等の防災計画における物資輸送計画の現状について
- （3）本協議会における検討項目について

第2回（H24.2.1）

「首都直下地震等の想定地域における民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築」（素案）について

第3回（H24.3.9）

「首都直下地震等の想定地域における民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築」（案）について

（22）地域間交流による人や地域の絆づくり

（概要）

災害時の地域の機能維持に寄与する、異なる自治体間の地域住民同士の交流は約3割の自治体にとどまる。このことから、各自治体では、平時より、地域間交流に取り組む必要がある。

主な実施主体		
国	各自治体	広域首都圏
○		○

【今後の取組みの方向性】

- ・「FIT構想推進協議会」において、地域に暮らす人々が主体となり、豊かな地域資源や伝統文化を生かしながら、圏域内外と相互に連携しあう取組みが推進されている。
- ・災害分野以外についても、平時からの交流・連携を図る取組みとして、「教育ファ

ーム」や子どもたちの長期宿泊体験活動、グリーンツーリズム等の農山漁村滞在型余暇活動等人や地域の絆づくりを推進し、非常時に活かしていく。

【主な取組み状況】

○福島県、茨城県、栃木県

「F I T 構想推進協議会」

（F I T 構想推進協議会の活動）

①P R イベントの開催

首都圏住民等を対象として、東日本大震災からの復興やF I T地域が安全・安心な地域であることをP Rし、合わせてF I T地域の特産品を販売しながら、F I T構想の取組みを周知するイベントを開催。

②情報発信事業

ホームページ等によりF I T構想や地域資源情報のほか、東日本大震災からの復興に向けた市町村の取組みなどの情報発信。

③交流・二地域居住セミナーの開催

首都圏住民を対象に、F I T地域における田舎暮らしや二地域居住に関する各種情報、支援体制の紹介を行う。

おわりに

本報告書は、東日本大震災を踏まえた現計画の総点検を行うため「東日本大震災を踏まえた首都圏における広域的な連携・取組みのためのプロジェクトチーム」を設置し、首都直下地震等に備えた大規模地震対策を推進する上で、広域的に連携する必要性の高い課題、それに対する今後の取組みの方向性等について、東日本大震災を踏まえた検討・整理し、中間とりまとめを行ったものである。

平成 21 年に決定された現計画は、発生の切迫性が極めて高い首都直下地震を想定して策定されており、戦略目標の 1 つに「安全で安心な生活が保障される災害に強い圏域の実現」を掲げ、大規模地震災害対策プロジェクト等の災害対策に各主体が取り組んでいる。

今回、東日本大震災を踏まえ、現計画について総点検を行った結果、災害に強い圏域を実現するためには、災害対策について広域的な連携・取組みを一層推進していくことが極めて重要であると再認識されたところである。

このため、首都圏における広域的な連携・取組みの更なる推進が図られるよう、今後の取組みの方向性を（仮称）アクションプランとしてとりまとめ、各主体が情報共有を密に図りながら、その進捗状況の把握に努めていくこととする。

表 東日本大震災を踏まえた首都圏における広域的な連携・取組が必要な課題における
(仮称)アクションプラン(案)

課題		(仮称)アクションプラン(案)
基本方針		・内閣府の「首都直下地震対策協議会」や「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」などで行われている広域的な災害応急体制の確立などについて調整・検討状況を把握していく。 ・各自治体は防災基本計画の修正に基づく、地域防災計画の見直しを行う。
1	自治体間、官民間の支援協定等の促進	・構成機関が締結している協定と広域的な連携・取組が必要な課題の関係を整理するとともに、相互応援協定等の締結及び充実、合同防災訓練の実施を推進する。
2	個別協定を補完する国や都 県市による包括的な支援ルールの確立・周知	
3	首都圏外からの支援受け入れ体制(受援体制)の検討	
4	災害時広域医療体制の整備	・消防機関と医療機関の情報共有、ドクターヘリの導入と必要に応じた自治体間相互利用等を推進し、広域的な救急医療体制の整備を図っていく。 ・各自治体は、地域防災計画等と連携した実効性のある訓練を実施する。
5	帰宅困難者対策	・各構成機関が実施する「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知、安否確認手段の周知、備蓄の促進等帰宅困難者対策を推進する。 ・東京都で平成24年3月に帰宅困難者対策条例が制定されたことを踏まえ、関係する自治体における、条例などの検討状況の把握に努めていく。
6	広域避難計画、支援体制の確立	・構成機関が締結している協定と広域的な連携・取組が必要な課題の関係を整理するとともに、相互応援協定等の締結及び充実、合同防災訓練の実施を推進する。
7	応急仮設住宅建設等に関する事前検討、広域連携体制の構築	・国土交通省でとりまとめた「応急仮設住宅建設必携(中間とりまとめ)」を参考に、各自治体において、必要な協定の整備、各地域の特性を考慮した独自のマニュアル等の検証、整備を行う。 ・応急仮設住宅として民間賃貸住宅を活用し、災害時に円滑に提供できるよう関係団体との協定締結、地域の実情を踏まえた相互応援協定等の締結及び充実を推進する。
8	空き家利用を含めた仮設住宅の供給方法の検討・協議	
9	災害時食糧供給体制、燃料供給体制の構築に関する国への要請	・構成機関が締結している協定と広域的な連携・取組が必要な課題の関係を整理するとともに、相互応援協定等の締結及び充実を推進する。
10	災害廃棄物の広域処理	・環境省では、東日本大震災における廃棄物処理の実態、課題等を把握・整理するなどして、災害廃棄物の処理方法、地方自治体への支援方法等を検証し、広域処理の円滑化を図る観点から震災廃棄物対策指針(平成10年10月(阪神淡路大震災後)策定)の見直しに取り組んでいく。 ・構成機関が締結している協定と広域的な連携・取組が必要な課題の関係を整理するとともに、相互応援協定等の締結及び充実を推進する。
11	震災復興、緊急援助等に係る人的支援	・構成機関が締結している協定と広域的な連携・取組が必要な課題の関係を整理するとともに、相互応援協定等の締結及び充実を推進する。

課題		仮称)アクションプラン(案)
12	災害時の交通手段の代替性確保	・陸海空が連携した緊急輸送の交通確保を図ることができるよう、関係機関の連携を強化するため、首都圏三環状道路等の高規格幹線道路等の整備、橋梁の耐震化等の緊急輸送道路の整備、海運、河川等における舟運のネットワークの整備、航空輸送のためのヘリポートの確保、国際物流機能を維持するための国際海上コンテナターミナルの整備を推進する。
13	災害時の緊急交通路の広域レベルでの確保	
14	道路ネットワークの代替性・多重性確保	
15	道路啓開作業における官民連携	・道路啓開作業のための官民連携を強化するため、相互応援協定等の締結及び充実、合同防災訓練の実施を推進する。
16	帰宅困難者や広域避難者等、個人に向けた情報提供体制の構築	・各構成機関が実施する「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知、安否確認手段の周知、備蓄の促進等帰宅困難者対策を推進する。 ・相互応援協定等の締結及び充実、合同防災訓練の実施、通信等のライフラインの耐震化や都市公園等の防災拠点の整備を推進する。 ・総務省関東総合通信局は被災地や避難場所における通信手段の確保・提供に向け、災害用移動通信機器、電源車の貸与の周知に取り組んでいく。
17	津波対策の検討・実施	・海岸保全施設の整備や耐震化・老朽化対策を推進するとともに、開口部の水門等の自動化・遠隔操作化等を推進する。 ・津波ハザードマップの作成・活用、津波に関する情報の迅速かつ的確な提供等に取り組むほか、津波防災教育や津波防災訓練の実施等啓発活動を推進する。 ・都県が設定する国土交通省の公表した基本的な指針に基づいた津波浸水想定住民等への周知状況や各自治体実施する津波浸水想定を踏まえた津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）策定状況を把握に努め、取組み内容について連携を図っていく。
18	災害時における高速道路の緊急マネジメント体制の確立	・相互応援協定等の締結及び充実、合同防災訓練の実施を推進する。
19	民間のノウハウを活用した支援物資物流	・陸海空が連携した緊急輸送の交通確保のため、首都圏三環状道路等の高規格幹線道路等の整備、橋梁の耐震化等の緊急輸送道路の整備、海運、河川等における舟運のネットワークの整備、航空輸送のためのヘリポートの確保、国際物流機能を維持するための国際海上コンテナターミナルの整備を推進する。 ・相互応援協定等の締結及び充実を推進する。 ・「民間の施設・ノウハウを活用した災害に強い物流システムの構築に関する協議会」で取りまとめた内容について、実効性を持たせるとともに、効率的・効果的な支援物流システムを目指すため、訓練シナリオの作成及び実証訓練の実施、災害時協力協定の締結及び見直しの推進、関係者間の連携体制づくり、リストアップした民間物資拠点の更新について取り組んでいく。
20	災害に強い物流システム（ネットワークと拠点）の構築	
21	都県に跨る広域的な津波対策、海岸保全対策	(課題17と同様)
22	地域間交流による人や地域の絆づくり	・災害分野以外についても、平時からの交流・連携を図る取り組みとして、「教育ファーム」や子どもたちの長期宿泊体験活動、グリーンツーリズム等の農山漁村滞在型余暇活動等人や地域の絆づくりを推進し、非常時に活かしていく。

【参考】会議の開催概要

第1回（平成24年1月31日）

- プロジェクトチームの進め方（目的、検討内容、構成メンバー、検討の流れ及び検討結果の位置付け）について合意
- 震災で生じた様々な課題の抽出・整理、認識の共有を図るため「広域的な連携・取組が必要な課題」及び「広域的に連携した施策や取組」について各構成機関から提出頂くことについて了解
- 自治体アンケートの集計結果（最終）については、次回会議で示すこととした。

第2回（平成24年3月21日）

- 各構成機関や自治体等を対象に実施したアンケートから得られた「広域的な連携・取組が必要な課題（案）」について報告

第3回（平成24年6月7日）

- 広域的な連携・取組が必要な課題（案）の取組み状況整理について報告
- 課題の抽出方法について了解

第4回（平成24年7月31日）

- 広域的な連携・取組が必要な課題の今後の取組方針（案）について検討
- 中間とりまとめ（骨子）について検討

第5回（平成24年9月12日）

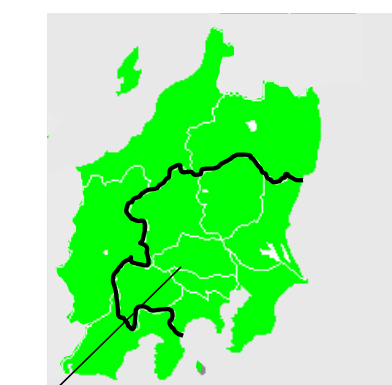
- 中間とりまとめ（案）について了解

平成24年9月25日 幹事会に報告

【参考】首都圏広域地方計画

1. 首都圏広域地方計画について

「首都圏広域地方計画」は、国土形成計画法に基づき、平成20年7月に閣議決定された「国土形成計画（全国計画）」を受け、同年8月に広域首都圏の1都11県及び4政令市、経済団体等で構成される「首都圏広域地方計画協議会」を発足し、首都圏の自立的発展に向け、概ね10年間の地域のグランドデザインをとりまとめ、平成21年8月に決定されたものである。



首都圏広域地方計画区域（1都7県）
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

※協議会には、隣接する4県が参加
（福島県、新潟県、長野県、静岡県）

【国の地方行政機関】

警察庁 関東管区警察局長
総務省 関東総合通信局長
財務省 関東財務局長
厚生労働省 関東信越厚生局長
農林水産省 関東農政局長
林野庁 関東森林管理局長
経済産業省 関東経済産業局長
国土交通省 東北地方整備局長
国土交通省 関東地方整備局長
国土交通省 北陸地方整備局長
国土交通省 中部地方整備局長
国土交通省 関東運輸局長
国土交通省 東京航空局長
海上保安庁 第三管区海上保安本部長
環境省 関東地方環境事務所長
環境省 中部地方環境事務所長

【経済団体】

関東商工会議所連合会副会長

【都県】

○ 茨城県知事
栃木県知事
群馬県知事
埼玉県知事
千葉県知事
東京都知事
神奈川県知事
山梨県知事
福島県知事
新潟県知事
長野県知事
静岡県知事

【指定都市】

さいたま市長
千葉市長
横浜市長
川崎市長
相模原市長
(H22. 4. 1～)

【市町村団体】

全国市長会関東支部長
関東町村会長

※○印は協議会会長

キーコンセプト（副題）

世界の経済・社会をリードする
風格ある圏域づくり

戦略目標

- 方針1 日本全体を牽引する首都圏の国際競争力の強化（関連プロジェクト1～3）
- 方針2 人口約4,200万人が暮らしやすく、美しい地域の実現（関連プロジェクト4～8）
- 方針3 安全で安心な生活が保障される災害に強い圏域の実現（関連プロジェクト9～11）
- 方針4 良好な環境の保全・創出（関連プロジェクト12～18）
- 方針5 多様な主体の交流・連携により活発な圏域の実現（関連プロジェクト19～21）

プロジェクト

- 1 国際ビジネス拠点強化PJ
- 2 産業イノベーション創出PJ
- 3 太平洋・日本海ゲートウェイPJ
- 4 web(蜘蛛の巣)構造PJ
- 5 少子高齢化に適合したすべての人にやさしい地域づくりPJ
- 6 利根川・荒川おいしい水PJ
- 7 街道・歴史まちづくりPJ
- 8 農山漁村の活性化PJ
- 9 大規模地震災害対策PJ
- 10 風水害対策PJ
- 11 火山噴火災害対策PJ
- 12 地球温暖化対策PJ
- 13 森林・農地保全推進PJ
- 14 南関東水と緑のネットワーク形成PJ
- 15 泳げる東京湾・水環境再生PJ
- 16 泳げる霞ヶ浦・水質浄化PJ
- 17 循環型社会形成推進PJ
- 18 南関東大気汚染対策PJ
- 19 広域観光交流推進PJ
- 20 地域間交流・二地域居住推進PJ
- 21 北関東多文化共生地域づくりPJ
- 22 富士箱根伊豆交流圏PJ
- 23 みんなの尾瀬をみんなで守りみんなで楽しむPJ
- 24 FIT広域交流圏PJ

※22～24については、首都圏域を越え複数の方針にまたがる施策横断的なプロジェクト。

2. 各プロジェクトの推進体制

プロジェクト推進チーム			
戦略プロジェクト名	構 成 員	共同事務局	
1. 国際ビジネス拠点強化PJ	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、関東経済産業局、関東地方整備局、関東運輸局	関東地方整備局	首都圏広域地方計画推進室
2. 産業イノベーション創出PJ	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、福島県、新潟県、長野県、静岡県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、関東総合通信局、関東経済産業局	茨城県 関東経済産業局	首都圏広域地方計画推進室
3. 太平洋・日本海 ゲートウェイPJ	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、福島県、新潟県、長野県、静岡県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、関東地方整備局、北陸地方整備局、関東運輸局、東京航空局	関東地方整備局	首都圏広域地方計画推進室
4. web(蜘蛛の巣)構造PJ	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、福島県、新潟県、長野県、静岡県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、関東総合通信局、関東地方整備局、関東運輸局、東京航空局	関東地方整備局	首都圏広域地方計画推進室
5. 少子高齢化に適合した すべての人にやさしい 地域づくりPJ	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、福島県、新潟県、長野県、静岡県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、関東総合通信局、関東信越厚生局、関東地方整備局、関東運輸局	千葉県 関東地方整備局	首都圏広域地方計画推進室
6. 利根川・荒川おいしい水PJ	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、さいたま市、千葉市、関東森林管理局、関東地方整備局	関東地方整備局	首都圏広域地方計画推進室
7. 街道・歴史まちづくりPJ	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、福島県、新潟県、長野県、静岡県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、関東経済産業局、関東地方整備局、関東運輸局	関東地方整備局	首都圏広域地方計画推進室
8. 農山漁村の活性化PJ	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、関東総合通信局、関東農政局、関東森林管理局、関東運輸局	関東農政局	首都圏広域地方計画推進室
9. 大規模地震災害対策PJ	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、福島県、新潟県、長野県、静岡県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、関東管区警察局、関東総合通信局、関東森林管理局、関東経済産業局、関東地方整備局、関東運輸局、東京航空局、第三管区海上保安本部	関東地方整備局	首都圏広域地方計画推進室
10. 風水害対策PJ	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、関東管区警察局、関東総合通信局、関東農政局、関東森林管理局、関東地方整備局、関東運輸局	関東地方整備局	首都圏広域地方計画推進室
11. 火山噴火災害対策PJ	栃木県、群馬県、東京都、神奈川県、山梨県、福島県、新潟県、長野県、静岡県、関東管区警察局、関東総合通信局、関東森林管理局、関東地方整備局、関東運輸局、東京管区気象台	関東地方整備局	首都圏広域地方計画推進室
12. 地球温暖化対策PJ	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、関東総合通信局、関東農政局、関東森林管理局、関東経済産業局、関東地方整備局、関東運輸局、関東地方環境事務所	関東地方環境事務所	首都圏広域地方計画推進室
13. 森林・農地保全推進PJ	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、福島県、新潟県、長野県、静岡県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、関東農政局、関東森林管理局、関東地方整備局、関東地方環境事務所	関東農政局 関東森林管理局	首都圏広域地方計画推進室
14. 南関東水と緑の ネットワーク形成PJ	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、関東農政局、関東森林管理局、関東地方整備局、関東地方環境事務所	埼玉県 関東地方整備局	首都圏広域地方計画推進室
15. 泳げる東京湾・ 水環境再生PJ	群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、関東農政局、関東地方整備局、関東地方環境事務所	東京都 関東地方整備局	首都圏広域地方計画推進室
16. 泳げる霞ヶ浦・水質浄化PJ	茨城県、栃木県、千葉県、関東農政局、関東地方整備局、関東地方環境事務所	茨城県 関東地方整備局	首都圏広域地方計画推進室
17. 循環型社会形成推進PJ	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、福島県、新潟県、長野県、静岡県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、関東農政局、関東森林管理局、関東経済産業局、関東地方整備局、関東運輸局、関東地方環境事務所	関東地方環境事務所	首都圏広域地方計画推進室
18. 南関東大気汚染対策PJ	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、関東経済産業局、関東地方整備局、関東運輸局、関東地方環境事務所	関東地方整備局 関東運輸局	首都圏広域地方計画推進室
19. 広域観光交流推進PJ	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、福島県、新潟県、長野県、静岡県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、関東経済産業局、関東地方整備局、関東運輸局、東京航空局	関東運輸局	首都圏広域地方計画推進室
20. 地域間交流・ 二地域居住推進PJ	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県、福島県、新潟県、長野県、静岡県、関東農政局、関東地方整備局、関東運輸局	栃木県	首都圏広域地方計画推進室
21. 北関東多文化 共生地域づくりPJ	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県	群馬県	首都圏広域地方計画推進室
22. 富士箱根伊豆交流圏PJ	神奈川県、山梨県、静岡県、関東総合通信局、関東地方整備局、関東運輸局、関東地方環境事務所	山梨県 (神奈川県、静岡県)	首都圏広域地方計画推進室
23. みんなの尾瀬をみんなで 守りみんなで楽しむPJ	栃木県、群馬県、福島県、新潟県、関東森林管理局、関東運輸局、関東地方環境事務所	関東地方環境事務所	首都圏広域地方計画推進室
24. FIT広域交流圏PJ	茨城県、栃木県、福島県、関東地方整備局、関東運輸局	福島県	首都圏広域地方計画推進室